

第2次亀山市環境基本計画
前期実施計画／進行管理表
(令和4年度進捗状況)

Action for SMILE 2030

～みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま～

SDG s + SMILE



亀山市産業環境部環境課

令和5年9月

目 次

令和4年度進捗状況について	3
令和4年度進捗状況評価一覧	4
「共生」：人と自然の共生	7
成果指標に関する目標と実績	8
＜取組方針＞	
「知る・感じる」（生物多様性について学ぶ・認識する）	9
「守る・創る」（生物多様性を保全・創造する。）	11
「享受する」（生物多様性の恵みを享受する。）	14
「快適」：快適な生活環境の創造	17
成果指標に関する目標と実績	18
＜取組方針＞	
「美しいまちをつくる」（まちの美観を維持・向上する。）	19
「環境と経済の調和を図る」（環境に配慮した事業活動を促進する。）	21
「きれいな水を守る」（生活排水処理対策を推進する。）	23
「循環」 循環型社会の構築	25
成果指標に関する目標と実績	26
＜取組方針＞	
「抑制する」（ごみの発生・排出を抑制する。）	27
「再使用する」（使えるものは繰り返し使う。）	29
「再生利用する」（資源として有効利用する。）	31
「適正に処理する」（適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。）	33
「低炭素」脱炭素につながる高度な低炭素社会の構築	37
成果指標に関する目標と実績	38
＜取組方針＞	
「減らす」（温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。）	39
「活用する」（再生可能エネルギーを活用する。）	43
「適応する」（気候変動の影響に適応する。）	45
「参画・協働」参画と協働による推進	47
成果指標に関する目標と実績	48
＜取組方針＞	
「学ぶ」（環境教育・環境学習を推進する。）	49
「みんなで進める」（みんなで協働して取り組む。）	51

第2次亀山市環境基本計画前期実施計画

令和4年度進捗状況について

第2次亀山市環境基本計画の第8章「計画の推進」2「進行管理」にもとづき、令和4年度における施策の進捗状況を報告します。

達成状況の評価については、5分野の基本施策別とし、4～5ページ「評価一覧」のとおり、成果指標に関する目標と実績及び評価シート（取組方針及び施策の方向）を作成いたしました。

進捗状況の評価につきましては、次のとおりです。

- | | |
|-------------|-------------|
| A：順調に進んでいる | B：まずまず進んでいる |
| C：あまり進んでいない | D：進んでいない |

なお、評価シート作成の基となる各課における取組実績については、令和 年 月に聞き取りを実施しています。今後、本進捗状況にもとづき、各課の取組内容の検討を実施します。

<参考 第2次亀山市環境基本計画の第8章「計画の推進」2「進行管理」について>

本計画における施策の達成に資する事業等を整理するとともに、成果指標や取組方針の達成状況を毎年度確認し、その結果に応じて取組方法等を検討することで、着実な計画の推進を図り、その結果については、ホームページ等で公表する旨を記載しています。

亀山市環境基本計画 令和4年度進捗状況評価一覧

項 目		進捗状況の評価	
共 生	取組方針1：「知る・感じる」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：自然との触れ合いの場と機会の提供	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：市民活動団体等との連携・協力及び育成・支援	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「守る・創る」	C	あまり進んでいない
	施策の方向（1）：緑の保全・創出	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：水環境の保全・創出	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：動植物の保護・管理	C	あまり進んでいない
	取組方針3：「享受する」	B	まずまず進んでいる
快 適	施策の方向（1）：地産地消の促進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：地域の自然資源の活用	A	順調に進んでいる
	取組方針1：「美しいまちをつくる」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：環境美化に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：まちの美観の維持・向上への取組の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：不法投棄の防止に関する取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「環境と経済の調和を図る」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：環境影響の調査・監視	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：環境への負荷の低減	A	まずまず進んでいる
循 環	取組方針3：「きれいな水を守る」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：生活排水処理への意識の向上	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：生活排水処理対策の推進	A	順調に進んでいる
	施策の方向（3）：し尿処理施設の整備等に関する検討	A	順調に進んでいる
	取組方針1：「抑制する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：ごみの排出抑制に関する取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針2：「再使用する」	C	あまり進んでいない
	施策の方向（1）：ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施	C	あまり進んでいない
	施策の方向（2）：公共部門における再使用の推進	C	あまり進んでいない
	取組方針3：「再生利用する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（2）：ごみの再生利用の拡大	B	まずまず進んでいる
	取組方針4：「適正に処理する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（1）：ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施	A	順調に進んでいる
	施策の方向（2）：ごみの種別に応じた適正処理の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（3）：ごみ処理施設の整備等に関する検討	B	まずまず進んでいる
	施策の方向（4）：ごみ処理に関する情報の公開	C	あまり進んでいない

項 目		進捗状況の評価	
低 炭 素	取組方針 1 : 「減らす」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (1) : 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (2) : 省エネルギー・省資源行動の促進	C	あまり進んでいない
	施策の方向 (3) : 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (4) : 低炭素なまちづくりと暮らしの推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (5) : 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進	B	まずまず進んでいる
	取組方針 2 : 「活用する」	C	あまり進んでいない
	施策の方向 (1) : 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施	C	あまり進んでいない
	施策の方向 (2) : 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進	D	進んでいない
	施策の方向 (3) : 公共部門における再生可能エネルギー等の導入	B	まずまず進んでいる
	取組方針 3 : 「適応する」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (1) : 気候変動の影響への適応	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (2) : 自然災害の軽減・回避	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (3) : 健康被害の予防	B	まずまず進んでいる
参 画 ・ 協 働	取組方針 1 : 「学ぶ」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (1) : 環境に関する周知・啓発活動等の実施	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (2) : 環境教育の推進	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (3) : 環境に関する生涯学習の機会の提供	A	順調に進んでいる
	取組方針 2 : 「みんなで進める」	B	まずまず進んでいる
	施策の方向 (1) : 多様な主体の参画と協働	B	まずまず進んでいる

「共生」：人と自然の共生

亀山市生物多様性地域戦略



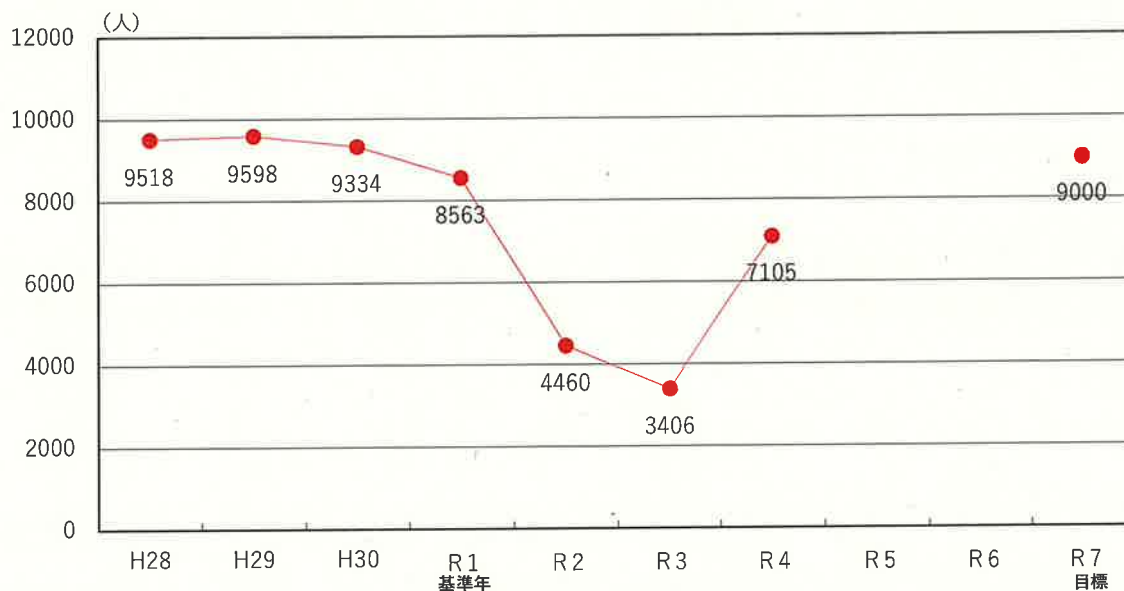
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「共生」：人と自然の共生

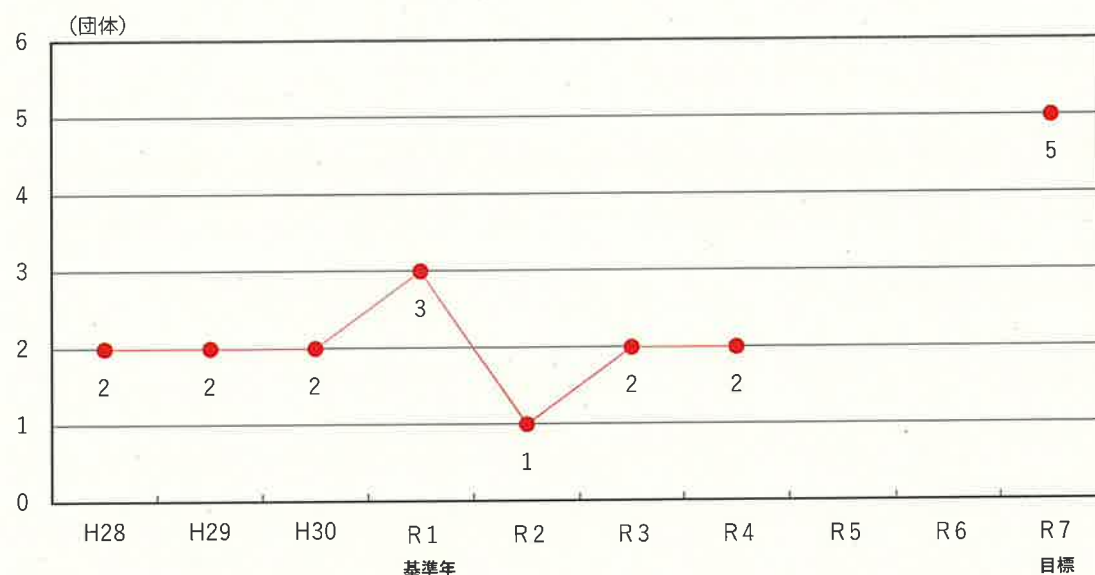


1. 成果指標に関する目標と実績

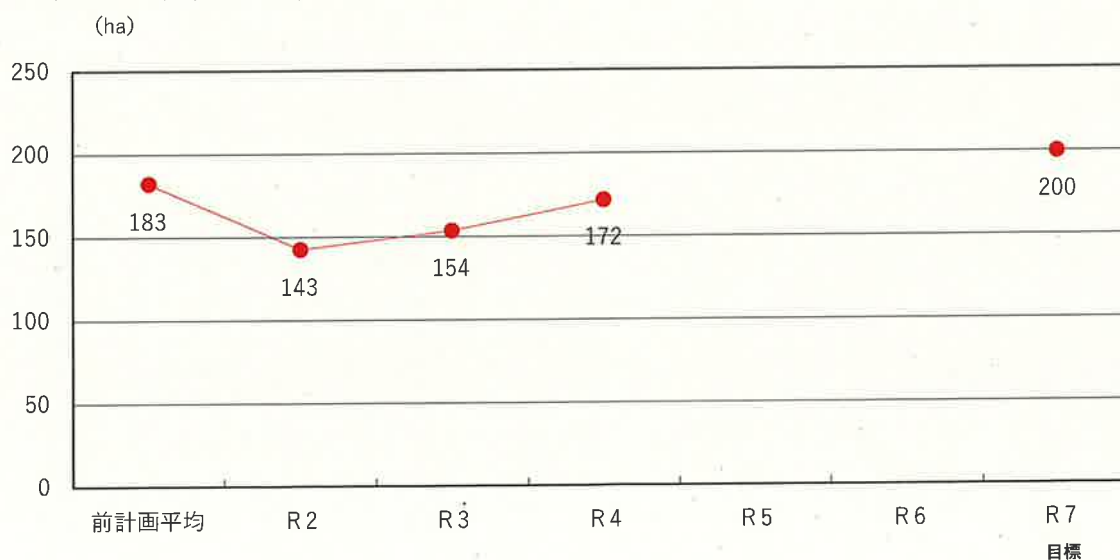
成果指標 自然環境に関するイベント等に参加した人数等



成果指標 外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数



成果指標 間伐面積 (平均)



共生＜取組方針1＞

「知る・感じる」(生物多様性について学ぶ・認識する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・各施設や協議会等において、周知啓発にかかる事業を実施し、その利用者が増加している。 ・各施設の整備を行うとともに、各イベントを実施することで体験学習の機会が設けられ、利用促進が行われている。 ・職員研修やグリーンツーリズムなど、未実施の事業がある。
〔今後の方向性〕 ・各施設においては着実に整備を実施しつつ、施設の知名度向上など利用者の維持や増加を図るとともに、利用者に対する啓発効果を高める工夫を行う。 ・イベントにおいては新しい企画を検討するとともに、イベント参加者に対しての啓発効果を高めるよう手法を検討する。 ・職員研修について早急に実施するとともに、グリーンツーリズムにかかる取り組みを検討する。	

取組方針における施策の方向

(1) 生物多様性に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に生物多様性に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②専門的な学習機会を提供するとともに、学習の成果を地域に還元し、亀山市民としての誇りを持ち、自ら地域課題解決に取り組む市民を育んでいく学びの場を提供します。
- ③市職員を対象とした生物多様性に関する研修等を実施することにより、その重要性の認識を促し、生物多様性に配慮した事業の実施に繋がります。

令和4年度進捗状況 B 順調に進んでいる	〔理由〕 ・各施設や協議会において、周知啓発にかかる事業を実施したことでイベント参加者及び自然公園等の利用者が増加している。 ・市政を担う職員向けの研修が未実施。
実施状況	かめやま出前講座を利用した小規模講座を実施したことで、イベント参加者及び自然公園の利用者が増加。 里山塾の開催、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会における自然と触れ合うイベントの実施、かめやま人キャンパスにおける市民団体と連携した講座の実施により、生物多様性に関する周知啓発が進んだ。
問題点	コロナ禍に係る状況の変化のなかで、恒常化しないような工夫及び自然と触れ合う機会を提供する施設の維持管理を行い、イベント等の利用者を増やしていく必要がある。 生物多様性の概念について、施策を推進する職員が正しく理解し、配慮・保全していく必要がある。
課題	市民のニーズに合わせた施設運営、イベント内容、周知方法を検討する必要がある。 職員向けの研修を行うために、業務の中で実践できるような内容を検討する。
今後の方向性	施設利用者やイベント参加者のニーズを正しく把握するための調査を実施、また、引き続き利用者が増加するよう様々な媒体を通してのPRを行いつつ、職員研修を実施し、業務における生物多様性への配慮するとともに、庁内への情報共有手法を検討する。

(2) 自然との触れ合いの場と機会の提供

〔取組内容〕

- ①本市の自然公園である亀山里山公園「みちくさ」及び亀山森林公園「やまびこ」において、市民が実際に自然に触れることができる場を提供するとともに、自然への理解を深めることができるよう、体験学習の機会を確保します。
 ②本市の市民農園である亀山市ふれあい農園における農産物栽培、石水溪、東海自然歩道や亀山7座その他の市の自然資源を活かした自然や動植物との触れ合いの場を提供します。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・イベント参加者及び自然公園の利用者が増加している。 ・各施設の整備を行うとともに、自然との触れ合いの場、体験学習の機会が設けられている。 ・グリーンツーリズムなど新しい取り組みの検討が必要である。
実施状況	亀山里山公園、亀山森林公園、ふれあい農園、鈴鹿峠自然の家各施設について、利用者が安心して利用できるよう整備を行うとともに、各施設の利用促進に努めた。また、イベント等を実施したことで、自然との触れ合いの場と体験学習の機会が提供できた。
問題点	施設におけるイベントが恒常化しないよう工夫する必要がある。また、施設やイベント利用者に対して、イベントの趣旨や周知したい事柄が十分に伝わっていないと言いき難い。 イベントが盛況である一方で、自然公園を知らない方も多く、施設のやイベント情報の発信方法を考える必要がある。グリーンツーリズムに係る取り組みがなかった。
課題	イベントが恒常化しないよう工夫するとともに、利用者にイベントの趣旨や周知したい事項が伝わるように周知方法や募集方法を見直す必要がある。また、これまで利用してこなかった媒体の利用を検討する。グリーンツーリズムにかかる取り組みを検討する。
今後の方向性	情報収集に努めつつ、多様な意見を取り入れ、イベントの内容を工夫する。効果的な周知ができるよう掲示や配布物を見直すとともに、広報誌やかめやま子育てLINE、その他の宣伝媒体の利用を検討する。

(3) 市民活動団体等との連携・協力及び育成・支援

〔取組内容〕

- ①生物多様性の保全や創造に取り組む市民活動団体等への情報提供を行うとともに、市民活動団体等と連携した取組を展開するため、相互の情報共有を図ります。
 ②市民活動団体等と連携・協力した事業を展開するとともに、必要に応じて原材料の支給等、市民活動団体等の活動を支援します。
 ③生物多様性の保全や創造に関する市民活動団体等の取組について広く周知することにより、そうした活動の更なる活性化を図ります。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・既存の市民活動団体との情報共有や活動の周知を実施した。 ・応援・提案制度を活用したことで協働によるまちづくりの定着につながった。 ・活動者の高齢化等により、既存団体の担い手不足が想定される。
実施状況	環境未来創造会議や鈴鹿川等源流の森林づくり協議会等において、市民活動団体と情報の共有を行うとともに、それらの活動の周知を行った。 市民活動応援制度の運用、協働事業提案制度を活用したことで協働によるまちづくりの定着につながった。また、テレビ番組が行う外来種駆除に連携及び協力を行った。
問題点	コロナ禍において、市民団体やまちづくり協議会が行う活動が縮小する傾向にあり、コロナ禍以前のような状況に戻っていない。 また、市民活動に携わる方の高齢化が進んでおり、今後の活動が困難になることが想定される。
課題	市民活動に携わる方の高齢化などの課題があり、担い手が不足している団体と活動希望者や企業をつなぎ合わせるコーディネート機能の構築が必要である。市民活動団体の活動を広く周知し、参加を促すなど活動に携わる方を増加する必要がある。
今後の方向性	これまで利用してこなかった媒体での情報発信について検討する。 生物多様性に係る新しい制度を設けることから、新たに取り組む主体があれば市民活動応援制度の利用を促し、活動に対する支援を行う。

共生＜取組方針2＞

「守る・創る」(生物多様性を保全・創造する。)

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・森林整備や農地保全は着実に進んでいるものの、高齢化や後継者不足の解消に取り組み、事業継続性を担保する必要がある。 ・企業地や公共施設における生物多様性の保全が進んでおらず、積極的に保全されるよう推進していく必要がある。 ・動植物の保護について、地域の生物多様性が包括的に保全されているとは言い難い。
〔今後の方向性〕 ・森林整備と農地保全については、これまでの取組を継続しつつ、担い手の確保につながる取り組みを実施する。 ・企業地や公共施設を巻き込み、市域全体で生物多様性が包括的に保全されるような仕組みづくりに取り組む。 ・生物多様性保全の科学的な基準となるレッドリスト等を整備する。	

取組方針における施策の方向

(1) 緑の保全・創出

〔取組内容〕

- ①生物多様性の保全に適した自然性の高い森林の保全創出のため、環境林（非経済林・保全林）に位置付けられた人工林を間伐し、広葉樹の植栽等により針広混交林への誘導を図ります。
- ②農地、水路、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有し、多くの生物に貴重な生息生育環境を提供している里地里山を保全します。
- ③自然環境の保全、水源のかん養、国土の保全といった多様な機能が失われつつある農地を守り、そうした機能の維持・発揮を図るため、耕作放棄地の発生抑制と解消を図ります。また、農業生産における農薬・肥料などの適正使用を促進するとともに、環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。
- ④公園、緑地その他公共施設の植栽等の適切な維持管理を行います。また、公共工事等においては、生物多様性に配慮した植栽種の選定を推進するとともに、緑の創出を図ります。
- ⑤自然環境が有する多様な機能を活用した、社会資本整備や土地利用等を図ります。
- ⑥開発行為における一定の緑地の確保を促進し、開発行為における緑地の推進を図ります。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・既存事業において、森林整備が進み農地の保全がされている。 ・公園、緑地その他公共施設において植栽等の適切な維持管理が行われている。 ・新規・既存に関わらず、企業地における生物多様性保全の促進に対する取り組みが行われていない。
実施状況	各種事業において、森林の整備や農地の保全を行った。 公園、緑地その他公共施設において植栽等の適切な維持管理を行った。 市環境保全条例等における開発行為への指導と環境保全審議会により、開発者への指導を行った。
問題点	農地の保全において、担い手の高齢化と後継者不足が生じていることから耕作放棄地が増加している。 公共施設の植栽されている植物が、生物多様性に配慮したものではない。また、管理手法が生物多様性に配慮されたものでない。 大多数の市環境保全条例等における開発行為においては、最低限の緑地を確保することしか指導できていない。
課題	従来の手法においては、農業の担い手の高齢化と後継者不足が大きく解消されないため、新たな取組を行うことが必要である。 市環境保全条例等における開発行為に係る指導において、単に緑地を確保するだけでなく、生物多様性保全を積極的に保全するよう指導する。また、既存の企業地においても、生物多様性に配慮した管理の導入を促進する必要がある。さらに、それらの指導に必要な「保全すべき地域の生物多様性」について、科学的な基準を設ける必要がある。
今後の方向性	森林整備と農地保全については、これまでの取り組みを継続して着実な整備・保全面積を広げつつ、担い手の高齢化と後継者不足解消に繋がるような新たな取組の検討を行う。 市環境保全条例等における開発行為における指導や既存の企業地について、生物多様性を積極的に保全するように指導するとともに、その科学的基準となるレッドリスト等の整備を検討する。

(2) 水環境の保全・創出

〔取組内容〕

- ①鈴鹿川等源流域をはじめとする市内河川における生物の生息状況を定期的に確認するため、鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会や、希少野生動植物種の保全活動団体などの市民活動団体と連携・協力し、現在生息している生物種を調査するとともに、その生息場所、生息数等を把握します。
- ②本市の豊かな水環境を育む基となる森林等を保全し、次世代に継承するための取組を、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体などの多様な主体と連携・協力のうえ推進するとともに、森林の持つ公益的機能の向上を図るため、環境林（非経済林・保全林）を中心に間伐等の森林整備を進めます。
- ③市内の河川等の水質の状況を把握するため、定期的に水質調査を実施するとともに、その結果を広く公表します。
- ④公共工事等においては、防災機能との調和を図りながら多様な自然環境を保全するとともに、生態系を有機的につなぐことを目指し、水質・生物多様性に配慮した水辺整備を実施するなど、周辺生態系や自然環境に配慮した公共工事を推進します。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・水環境に係る調査は行っているものの、この情報を積極的に周知していく必要がある。 ・豊かな水環境を育む森林の整備が継続されている。 ・水辺の環境整備において、生物多様性への積極的な配慮が必要である。
実施状況	市内の河川及びため池における水質等環境調査や、生息している生物に係る調査を実施した。 補助事業を活用し、森林整備を進めた。 護岸工において、カゴマットを採用した護岸改修を行った。
問題点	調査した結果の公表や活用が十分とは言えない。 護岸工そのものは多自然型護岸ではなく、カゴマットの施工延長が少ない。また、河川以外の水路やため池における取り組みが無い。
課題	水質等調査結果を広く周知するとともに、関連業務において効果的に活用していく。 生物多様性保全のため、河川改修においては積極的に多自然型護岸を取入れる必要がある。そのためには、職員が生物多様性に関する基本的知識を習得する必要がある。
今後の方向性	水質調査等に係る結果を、HP以外の手法を用いて市民に広く周知していく。 森林整備については、各事業を継続し、着実に整備面積を広げていく。 河川改修工事における多自然型護岸の導入や職員において生物多様性の基本知識を習得する機会を設け生物多様性の機運向上を図る。

(3) 動植物の保護・管理

[取組内容]

- ①広報かめやま、ホームページ等に動植物の保護・管理に関する情報を掲載するとともに、自然環境に関する各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②市内に生息する希少野生動植物種の保護・増殖を図るとともに、市民活動団体等が行う外来生物の駆除を支援します。
- ③有害鳥獣による被害防止を図るため、有害鳥獣の駆除と被害防止に行政と地域関係者が一体となって取組みます。

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・生物多様性に係る多くの情報を発信しているが、対象者が限定的である。 ・一部の希少種は保護されているものの地域の生物多様性を包括的に保全する施策がない。 ・有害鳥獣にかかる被害防止の取組は継続されているものの、その継続性の確保に努める必要があるため。
実施状況	生物多様性にかかる周知及び情報の発信につとめた。 ネコギギやカワバタモロコ等の希少水生生物の保護、増殖に関する取り組みを行った。また、オオキンケイギクの駆除が行われた。 有害鳥獣による被害防止のための捕獲に取り組んだ。
問題点	生物多様性に係る情報に触れる対象者が限定的であり、現在は既に興味がある者への周知にとどまっている。 動植物の保護については、一部の希少種に留まっており、地域の生物多様性を包括的に保全する取り組みができていない。 有害鳥獣による被害を防止する活動に携わる方の高齢化により、今後、従事者の減少が見込まれている。
課題	広報かめやまやケーブルテレビなど、情報を伝える媒体を活用する等、これまで生物多様性に馴染みがない市民への情報発信に努める。 希少種のみならず、地域の生物多様性を包括的に守ることができるよう、仕組みづくりに取り組む必要がある。 有害鳥獣については、生物多様性がもたらす負の影響であり、これを地域の実情に応じて対策する必要がある。被害に合わせて防除対策が実施できるよう努めるとともに、被害を防止する活動の促進に努める。
今後の方向性	広報かめやまによる継続的な情報発信を行うとともに、環境課以外が管理する施設においても周知を行う。 市民や事業者が生物多様性保全に取り組む仕組みを検討しつつ、迅速に着手する。 有害鳥獣駆除にICT機器を導入することで従事者の負担を軽減しつつ、幅広い年齢層に活動に参加してもらえる手法を検討する。

共生＜取組方針3＞

「享受する」(生物多様性の恵みを享受する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ 自然資源等を活用したイベントの開催やプロモーション動画を制作し、情報発信を行っている。 ・ 地産地消の促進対象が限定的である。 ・ 生物多様性から享受している多大な価値（生物多様性の恵み）は多岐にわたるものの、その整理が図られていない。 ・ 生物多様性の恵みを、産業として効果的に利用していくよう促進する施策がない。
〔今後の方向性〕 ・ 農産物の生産やエコツーリズム等、本市の産業は、生物多様性から多大な価値を享受している。そうした価値の整理を図り、その価値を産業として効果的に利用できるよう支援に努めるとともに、市内外への周知及び情報発信を行う。こうした施策を行うことで、生物多様性の重要性を浸透させ、生物多様性を保全する機運を醸成し、生物多様性から享受する価値を高めて魅力ある産業の育成を図る。	

取組方針における施策の方向

（１）地産地消の促進

〔取組内容〕

- ①生産地から食卓までの距離を縮めることにより、輸送に必要なエネルギーの削減を図るとともに、市内の農業の活性化を通して多くの生きものに貴重な生息生育環境を提供している農地を守るため、「その地域で採れたものをその地域で消費する」地産地消を促進します。
- ②亀山産や県内産の食材を多く使用した亀山市独自の学校給食を提供し、地産地消を推進します。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ 生産地から食までの距離を縮めたことで輸送に必要なエネルギーの削減が図れた。 ・ 市内小中学校への継続的な取り組みがされている。
実施状況	生産者や納入業者と連携し、市内小中学校の学校給食に年間を通じて食材提供が実施されている。
問題点	食と農の関係が身近に感じられるよう取組支援の継続と天候等に左右されないよう工夫し、安定した食材を確保する必要がある。
課題	取組支援の継続と安定した供給量を確保し、地産地消が継続できるよう努める。
今後の方向性	学校における食育にて、市内で生産されている製品を紹介しつつ、地産地消の意義を伝えることで、子どもを通じて一般家庭への地産地消の浸透を図る。

(2) 地域の自然資源の活用

〔取組内容〕

- ①石水溪、東海自然歩道や亀山7座などの本市の有する豊かな自然資源を活用し、エコツーリズムなど、自然を楽しむことのできる場所の提供や自然と交流できる時間づくりを推進します。
- ②豊かな自然を身近に感じられる周辺地域や、古くからのまちなみとともに暮らすことのできる関宿などの魅力を活用したシティプロモーション活動を展開するとともに、移住交流を促進します。

令和4年度進捗状況 A 順調に進んでいる	〔理由〕 ・本市の自然資源を活用したイベント等が多く開催されている。 ・地域の自然資源等を紹介するプロモーション動画を制作し、ホームページなどを通じて情報発信している。
実施状況	鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会において、自然資源を活かした登山や緑豊かな農山村の自然や動植物に触れるイベントを実施した。 新図書館の開館を契機として、地域の自然や歴史等の学びにつながる「文化情報プラザ」など館内施設を紹介するプロモーション動画を制作し、ケーブルテレビ、市ホームページなどを通じて情報発信した。
問題点	自然や動物との触れ合いの場を提供する農地等の担い手不足や高齢化が進んでいる。また、感染対策を意識した企画・運営が求められる。ケーブルテレビは加入世帯のみの限定的な発信であり、ホームページの動画掲載も知らない人が多い。
課題	自然や動物にとの触れ合いの場を提供する農地等の担い手不足や高齢化が進んでいるが、農村景観の向上や耕作放棄地の発生を防止するための取組が必要である。地域の自然資源等を知るための情報発信を行い、市の魅力を伝える必要がある。
今後の方向性	担い手不足や高齢化問題を解消やグリーンツーリズムの取組を促進する施策を検討する。 既存の自然資源を利用したサービスを整理しつつ、これまで取り上げていない地域の自然資源等に関する情報を収集し、継続的に市の魅力を伝える。

「快適」：快適な生活環境の創造

亀山市一般廃棄物処理基本計画

(生活排水処理基本計画)



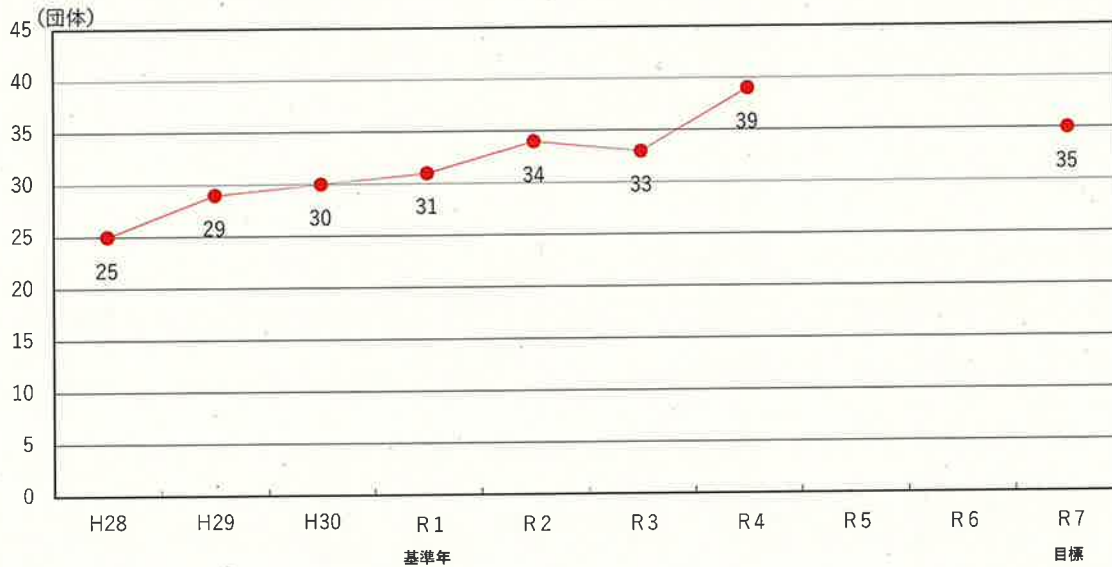
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「快適」：快適な生活環境の創造

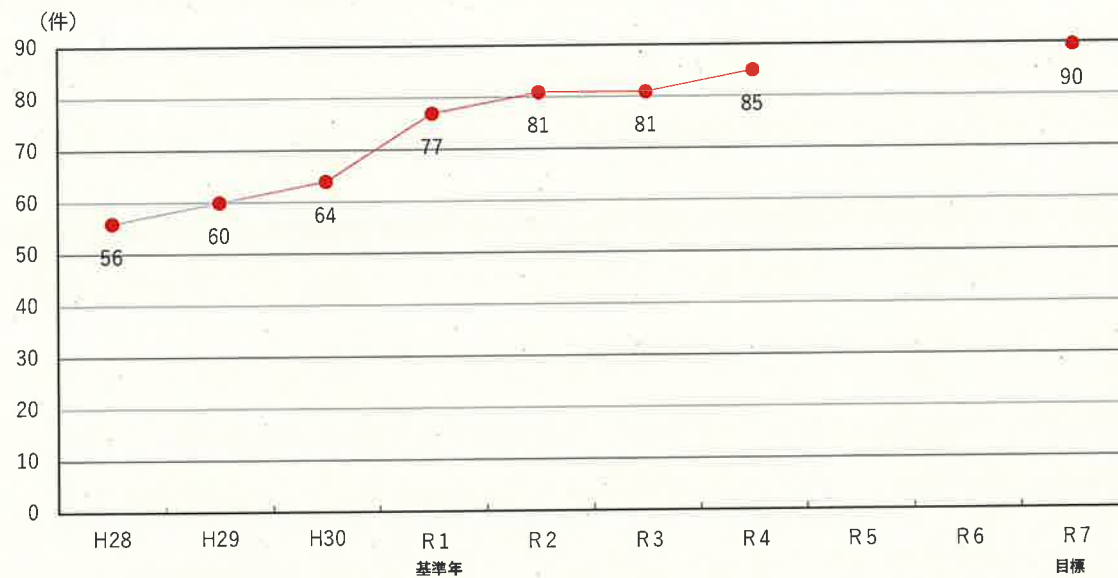


1. 成果指標に関する目標と実績

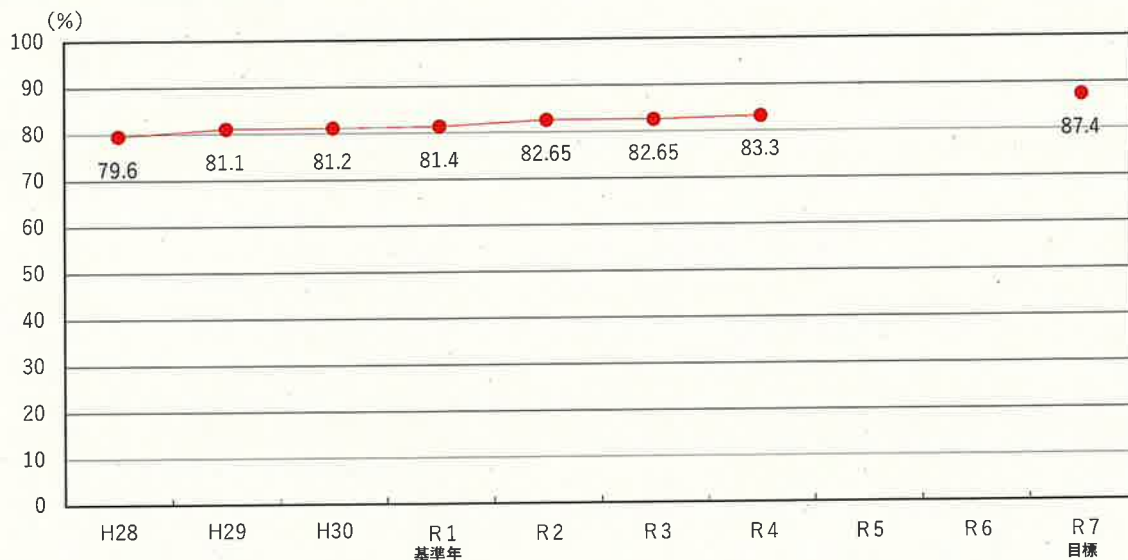
成果指標 環境美化ボランティア登録団体数



成果指標 環境保全協定の締結数



成果指標 生活排水処理率



快適＜取組方針1＞

「美しいまちをつくる」(まちの美観を維持・向上する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・活動を通じて周知・啓発をおこなったこと、また、広報かめやまやホームページ等での発信したことで、犬や猫の避妊、去勢手術の実施が促進し、環境美化に関する意識の向上を図ることができた。また、伝統的建造物の修理修景に対する補助金交付を行い、歴史的風致の維持向上を図れた。 ・不法投棄対策に取り組んでいるものの、依然として多量の不法投棄が行われている。
〔今後の方向性〕 ・参加自治会が減少傾向にあるため、呼びかけの工夫や積極的なPRを行う。 ・適切な景観計画に基づく届出をしてもらうため、制度の啓発活動を行う。 ・不法投棄の防止に関する情報発信などにより、不法投棄の未然防止に努める。	

取組方針における施策の方向

(1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に環境美化に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図ります。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・亀山市地区衛生組織連合会と連携し、環境美化活動表彰を実施した。 ・4年ぶりにイベント（クリーン作戦）を開催したことで周知、啓発、街頭啓発活動が行われた。
実施状況	亀山市地区衛生組織連合会と連携し、環境美化活動表彰を行い環境美化に関する意識の向上を図ることができた。また、クリーン作戦を4年ぶりに開催し、街頭啓発活動を実施した。
問題点	街頭啓発活動回数が年1回であることと、情報を発信するための会報「かんきょう」が発行できなかった。
課題	街頭啓発活動の回数の増加が図れるのか。
今後の方向性	引き続き亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図る。

(2) まちの美観の維持・向上への取組の推進

〔取組内容〕

- ①亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃の実施や、自治会による道路ふれあい月間における活動を通して、市内における環境美化の取組を進めます。また、地域環境美化の推進のあり方について検討を行います。
- ②まちの憩いの場である公園・緑地等の維持管理について、市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を支援する制度（アダプトプログラム）の拡大を図ります。
- ③空き地や空き家の雑草等の管理、空き缶や吸い殻等の放棄の防止やペットのふん害の防止等のための取組を促進します。
- ④犬や猫がみだりに繁殖することがないように、犬や猫の避妊手術及び去勢手術の実施を促進します。
- ⑤景観計画に基づく届出制度により、歴史や自然などの優れた景観の保全を図ります。また、閑宿内の伝統的建造物の修理修景を促進することによって貴重なまちなみの保存を進めるなど、本市の大きな魅力である固有の歴史的風致の維持向上を図ります。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・市内一斉清掃を始めとする環境美化の取り組みを実施している。 ・犬や猫の避妊、去勢手術の実施の促進が図られている。 ・伝統的建造物の修理修景の促進が行われている。
実施状況	市内一斉清掃や道路ふれあい月間、環境美化ボランティア等を通して、市内における環境美化の取り組みを進め、犬や猫の避妊、去勢手術の実施を促進し、みだりに繁殖することがないように努めた。また、伝統的建造物群への修理修景に対し補助金を交付するとともに、景観計画に基づき届出制度を適切に運用する等、歴史的風致の維持向上を図った。
問題点	清掃に関する参加自治会の固定化や団体の高齢化により、参加が減少している。空き家の適切な管理は所有者の責務であるが、その責務を認識していない所有者が一定数存在するため、依頼しても対応してもらえない場合がある。また景観計画に基づく届出前に工事着工される場合があり、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがある。
課題	新たな参加自治会、団体に呼びかけ、活動団体数の増加を図る必要がある。空き家の所有者には適切な管理をする義務があることを認識してもらう必要がある。また、伝統的建造物群保存地区内の空家をなくす必要がある。
今後の方向性	呼びかけの工夫や制度のPRを積極的に行い、活動団体数の増加を図る。空き家については粘り強く適切な管理の働きかけを図りつつ、空き家情報バンク制度を周知し、空き家の解消に努める。

(3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に不法投棄の防止に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②不法投棄監視カメラの設置及び監視パトロールの実施により、不法投棄を未然に防止するとともに、亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・早期回収を図ります。また、回収した投棄物から投棄者の特定に努め、警察と連携し、厳正な対処を行います。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・不法投棄監視カメラの設置や監視パトロール、環境美化パトロールを実施し、不法投棄の未然防止、早期発見・早期回収は図られたが、不法投棄はなくなっていない。 ・不法投棄の防止に関する情報の掲載、周知・啓発が行われていない。
実施状況	広報かめやま、ホームページ等にて不法投棄の防止に関する情報を掲載できなかったが、不法投棄監視カメラの設置や監視パトロール、環境美化パトロールを実施したことで不法投棄物の回収及び未然防止に努めた。
問題点	不法投棄物の早期回収等に努めているものの、毎年多量の不法投棄が発見されている。
課題	より効果的・効率的な不法投棄の防止手法等について検討・実施していく必要がある。
今後の方向性	より効果的・効率的な不法投棄防止の取り組みを検討するとともに、情報発信などによることで、不法投棄の未然防止と、早期発見・早期回収に努める。

快適＜取組方針2＞

「環境と経済の調和を図る」(環境に配慮した事業活動を促進する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・市内の環境調査を行い、生活環境の保全上問題ないかを確認、状況の公表を行っている。 ・未締結事業所や新規事業所に対し、環境保全協定の締結の促進を行い、締結に至った。 ・土砂等の埋立て等の適正化を図るため、生活環境の保全に努めている。
〔今後の方向性〕 ・引き続き環境調査の実施を図り、生活環境及び自然環境等の保全の推進の意義について十分な理解及び協力が得られるよう働きかけを行う。 ・危険物施設の立ち入り検査を実施し、維持管理状況の確認及び不適切な事項に対して是正指導を行う。	

取組方針における施策の方向

(1) 環境影響の調査・監視

〔取組内容〕

- ①環境調査を行い、環境基準への適合状況等を把握し、生活環境の保全上問題が無いかを確認するとともに、その状況を公表します。
- ②市内の工場や事業所において環境影響の調査を行い、排出基準との適合状況を確認するとともに、必要に応じて工場等に対する指導等を行います。
- ③市内河川にゴルフ場排水を放流しているゴルフ場については、施設設置時に行った環境影響評価に基づく指針値の遵守状況について定期的に監視を行い、必要に応じて農業の使用等について指導等を行います。
- ④生活環境の保全に係る公害苦情について原因の追及を行うとともに、必要に応じて原因者に対する指導を行います。
- ⑤農業経営における農業や肥料等の適正使用について周知・啓発を行うとともに、畜産排水に係る水質調査を行い、必要に応じて指導等を行います。
- ⑥市内危険物施設の立入検査を実施することで、危険物の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・市内事業所等への環境調査を行い、必要に応じて指導等を行った。 ・河川等の環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認した。 ・危険物施設の立ち入り検査を実施し、維持管理状況の確認及び不適切な事項に対して是正指導を行っている。
実施状況	市内の事業所等の環境調査を行い、必要に応じて指導等を行った。また、河川を始めとする環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認した。農業関連においては、畜産団地排水の水質調査及び指導を行った。消防関連においては、危険物施設の立入検査を実施し、維持管理が不適正な事業所への是正指導を行った。
問題点	排水の水質改善については、事業者が対応すべきことだが、費用面等で対応できていない。危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者は、3年に一度の保安講習受講が義務付けられているが、立入検査にて未受講者が多くみられた。
課題	事業者の水質基準を守ることの大切さの理解を求める。 危険物施設を有する事業者に対し、保安講習の受講義務を周知徹底する必要がある。
今後の方向性	引き続き環境調査を行い、生活環境の保全上問題がないか確認し、状況を公表する。排水の継続した調査と指導を行う。 定期的に危険物施設の立入検査を行い、危険物取扱者の免状を確認することと事業者へ保安講習の受講義務について周知する。

(2) 環境への負荷の低減

〔取組内容〕

- ①法令等に基づく規制基準等の周知及びその遵守に関する指導を行うとともに、環境保全協定の締結を推進します。なお、一定量以上の排水を鈴鹿川水域に放流する事業者については、鈴鹿川浄化対策促進協議会の水質基準により、環境保全協定を締結するよう要請します。
- ②公共工事に伴い発生する残土をはじめ、市域内外から搬入される建設残土については、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に努めるとともに、適正に再利用が図られるよう監視します。
- ③農業生産において、化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷の軽減に配慮した環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。

令和4年度進捗状況 A 順調に進んでいる	〔理由〕 ・未締結事業所や新規事業所に対し環境保全協定の締結の促進を行い、締結に至った。 ・土砂等の埋立て等の適正化を図るため、生活環境の保全に努めている。
実施状況	未締結事業所や新規事業所に対し環境保全協定締結の働きかけを行い、4件の締結に至った。公共工事に伴い発生する残土に関する開発行為について環境保全審議会に諮問し、答申を県に意見として提出した。
問題点	環境測定に係る費用コスト等で締結に至らない場合がある。 残土に関しては、市環境保全審議会の当該要件となった場合は、県条例との整合を取りながら手続きを進めることが難しいことがある。
課題	生活環境及び自然環境等の保全の推進について、一層の理解を得ていく必要がある。土砂条例、開発行為に関する手続きについて整合の取れた進行を図る必要がある。
今後の方向性	引き続き生活環境及び自然環境等の保全の推進の意義について十分な理解及び協力が得られるよう働きかけを行う。 土砂条例の県担当部局と随時情報共有を行い、市環境保全審議会の手続きとの整合を図る。

快適＜取組方針3＞

「きれいな水を守る」(生活排水処理対策を推進する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・流域関連亀山市公共下水道事業計画を変更し、事業区域の拡張につながった。また、雨水排水路の修繕及び清掃が計画的に進められている。 ・新型コロナウイルス感染防止対策により啓発活動及び説明会実施の制限がある中、短時間で終わらすなど工夫を凝らしている。 ・し尿処理施設における運営管理において、令和5年度に長寿命化計画（改訂版）に向け準備が進められている。
〔今後の方向性〕 ・生活排水対策に関する啓発活動の継続する。 ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の普及推進に伴う財源確保、維持管理を行う。 ・し尿処理施設の整備等に関する検討については、平成23年度に策定された長寿命化計画の改訂に向けて取り組む。	

取組方針における施策の方向

（１）生活排水処理への意識の向上

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に生活排水処理対策や水質保全に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②個人管理の合併処理浄化槽の一部では、本市のみならず県下でもその管理（保守点検、清掃、法定点検）が適正に行われていない状況です。そのことから、その適正管理に関する周知啓発に三重県と連携して取り組みます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・浄化槽の適正使用・管理の周知・啓発を行っている。 ・イベント等での啓発活動が行えない代わりに下敷きを配付した。
実施状況	下水道の日（9月10日）に合わせて、広報かめやまやホームページ等で浄化槽の適正使用・管理の周知・啓発を行った。また、市内小学校4年生を対象に、下水道のしくみが描かれた下敷きを配付した。
問題点	新型コロナウイルス感染症の流行により、イベント等の中止が続いているため、啓発活動を行うことが困難である。
課題	イベント等での啓発活動に代わる方法で啓発を行う必要がある。
今後の方向性	引き続き広報かめやまやホームページ等で浄化槽の適正使用・管理の周知・啓発を継続して行い、市内小学生を対象とした下敷きを配布する。

(2) 生活排水処理対策の推進

〔取組内容〕

- ①生活排水を適正に処理することにより、快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、生活排水処理アクションプログラム及び流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上を促進します。また、適切な施設の維持管理を図ります。
- ②農業集落排水施設については、供用済地区での接続率の向上を促進するとともに、老朽化した農業集落排水施設は、亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づいた公共下水道への接続や統廃合及び、農業集落排水事業（機能強化対策）による再編等により、機能強化対策事業計画に基づいた適正な施設の維持管理を図ります。
- ③公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ④雨水排水機能の向上のため、計画的な排水路の整備を行うとともに、既設排水路の適切な維持管理を図ります。
- ⑤し尿処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定した浄化槽汚泥及びし尿の処理と効率的な操業に取り組みます。

令和4年度進捗状況 A 順調に進んでいる	〔理由〕 ・公共下水道事業区域が拡張された。 ・下水道部局関連における説明会の実施が新型コロナウイルス感染防止対策により制限されているが短時間で説明するなど工夫されている。 ・し尿処理施設における運営管理において、設備等劣化状況と長寿命化計画に矛盾が生じているため。 ・雨水排水路の修繕及び清掃が計画的に進んでいる。
実施状況	広報かめやまで情報を発信するとともに、流域関連亀山市公共下水道事業計画を変更し、事業区域の拡張及び下水道未普及地域において、公共下水道整備の進捗が図れた。また、共用開始区域内において未接続世帯に接続してもらうため、排水設備接続に伴う融資あっせん制度の説明を実施した。 し尿処理施設については、長寿命化計画に基づき、主要設備や機器の延命化工事を実施した。雨水排水路の修繕及び清掃について、計画的に実施できた。
問題点	新型コロナウイルス感染防止対策により、公共下水道及び農業集落排水に対する地域説明会が開催できなかった。また、接続促進活動についても訪問活動頻度を控えたり、短時間で終わらす必要がある。雨水排水対策における水路の修繕についての要望が年々増加しているが、年間における処理件数が限られる。し尿処理施設における設備、機器の劣化状況が、長寿命化計画の予測と相違する状況にある。
課題	公共下水道普及率向上のため、公共下水道への理解を深めるための地域説明が必要であり、また、未普及地域においては、計画的に公共下水道整備を推進するための財源確保が必要である。近年の豪雨の多発化や台風の巨大化等により、浸水リスクの増加が懸念されることから、効果的かつ戦略的な維持管理を行う必要がある。し尿処理施設の延命化に効果的な整備を進めるため、劣化状況を的確に把握し、長寿命計画の見直しを図る必要がある。
今後の方向性	制度改正等の情報を収集し、財源確保に努め、公共下水道普及率の向上に向けて、公共下水道事業への理解を深めるための地域説明会に代わって書面による説明を行う。豪雨時に水路等の状況を確認し、優先順位をつけ効率的に維持管理対策を進める。し尿処理施設においては、令和5年度に長寿命化計画（改訂版）を策定し、各設備・機器の更新時期及び内容を見直す。

(3) し尿処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

- ①2031（令和13）年度に、現有し尿処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期し尿処理施設のあり方については、近隣自治体との施設の集約化と広域処理も含めた検討を進め、その方針等を示した「し尿処理施設整備基本構想」の策定に取り組めます。

令和4年度進捗状況 A 順調に進んでいる	〔理由〕 ・長寿命化計画の改訂に向けた準備を進めている。
実施状況	し尿処理施設の稼働期間が更に10年程度、延伸・延命できる可能性があることから、現時点では、次期施設の検討を行わず、長寿命化計画の改訂に向けた準備を進めている。
問題点	現有施設は、稼働から35年が経過していることから、処理設備の延命のみならず、建築設備の強靱化も図る必要がある。
課題	現有施設は、稼働から35年が経過していることから、処理設備の延命のみならず、建築設備の強靱化も図る必要がある。
今後の方向性	令和5年度に改訂する長寿命化計画において、処理設備の基幹改良に加え、建築設備を含めた強靱化対策を十分に検討し、整備実施計画を策定する。

「循環」：循環型社会の構築

亀山市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)



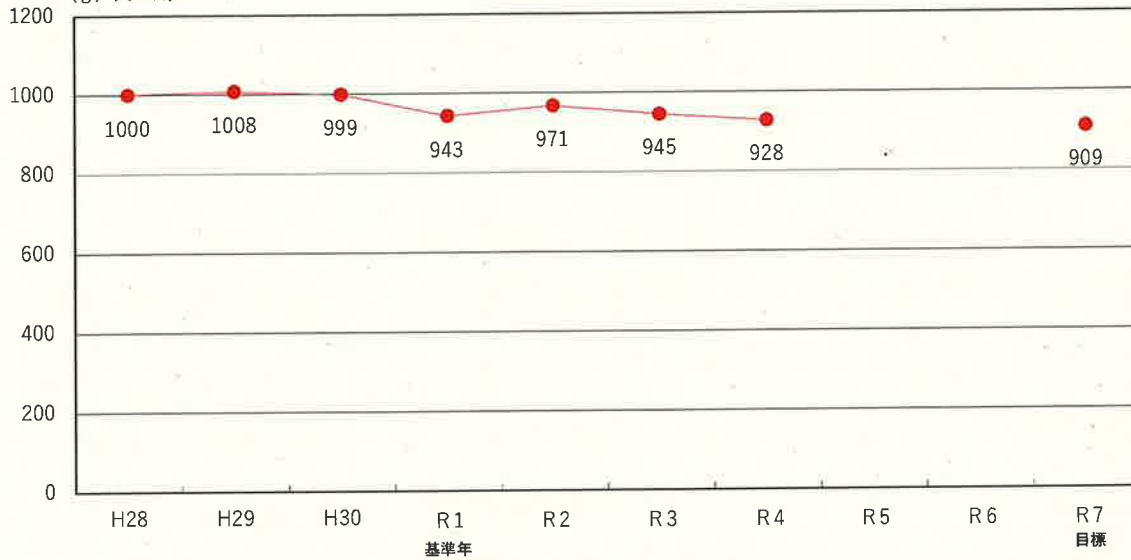
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

「循環」：循環型社会の構築

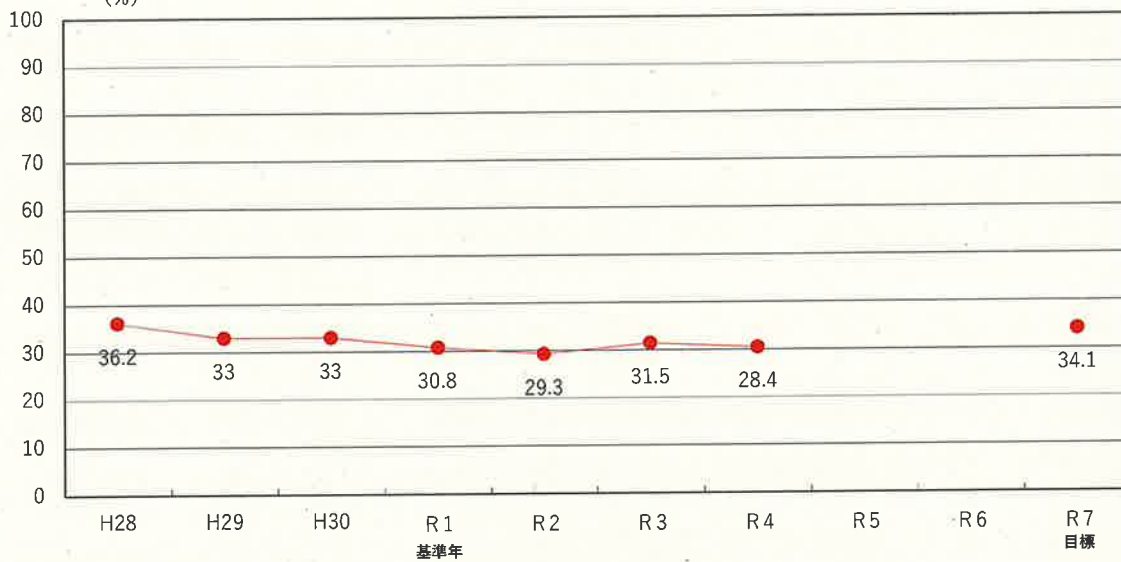


1. 成果指標に関する目標と実績

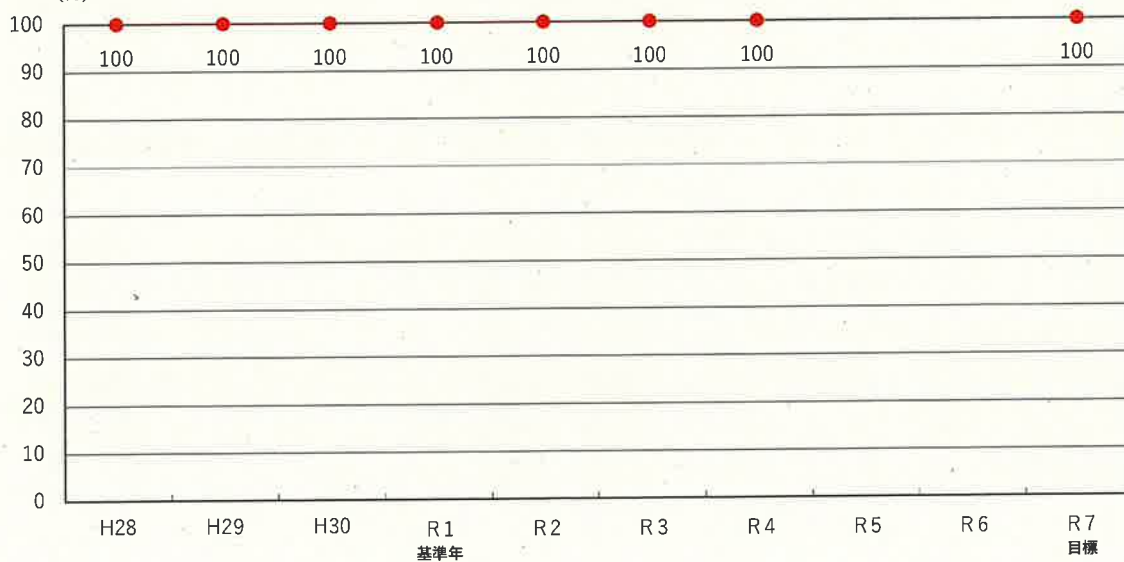
成果指標 1人1日当たりのごみ排出量
(g/人・日)



成果指標 ごみの資源化率
(%)



成果指標 溶融飛灰の資源化率
(%)



循環＜取組方針1＞

「抑制する」(ごみの発生・排出を抑制する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・第2次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして位置付けた食品ロス削減のための取り組みや生ごみ処理容器購入費補助金の交付を行ったものの、衣類等の再使用に関する情報の収集や発信が進まず、浸透が図れたとは言い難い。
〔今後の方向性〕 ・生ごみ消滅容器「キエーロ」など、市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう工夫する。 ・第2次亀山市環境基本計画のプロジェクトとして食品ロス削減のための仕組みづくりを位置づけている。令和4年度に実施した「かめやまタベスケ」から得られた課題等やモニターからの情報を整理し、本市にとって効果的な食品ロス削減のための仕組みづくりを構築する。	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの使い捨て商品の利用自粛や生ごみの水切りなど排出抑制に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②食を通して、食品ロスの削減に関する啓発を図るため、亀山市食生活改善推進協議会その他関連団体と連携した取組を進めます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・生ごみの水切りなど排出抑制に関する広報などでの周知・啓発内容に加え、生ごみ消滅容器「キエーロ」など新たなごみの排出抑制についても周知・啓発をすることができた。 ・新型コロナウイルス感染防止対策のため実現できなかったファミリークッキングに代わり、食品ロス対策に絡むレシピを配布した。
実施状況	広報かめやま、ホームページなどで、生ごみ消滅容器「キエーロ」や「かめやまタベスケ」など、新たなごみの排出抑制や小学生などの総合環境センター施設見学等において周知・啓発を行った。また、ファミリークッキングは新型コロナウイルス感染防止対策のため中止となったことから、申込者に対し食生活改善推進協議会の考案したレシピの配布を行った。
問題点	周知・啓発を行ったものの、内容がマンネリ化しつつある。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、調理実習等の活動が制限されてしまった。
課題	市民が関心を持つような内容での周知・啓発活動を、今以上に充実させる必要がある。 新型コロナウイルス感染防止対策のため講話形式を企画したが、調理実習時より申込者が少なかった。
今後の方向性	市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう工夫する。また、感染症法の位置づけの変更に伴い、様々な制限が緩和されるため、参加者の多い調理実習を企画し、より多くの方に食を通じて、食品ロスの削減に関する啓発を行う。

(2) ごみの排出抑制に関する取組の推進

〔取組内容〕

- ①ごみダイエツトサポーターと協働して、市民目線でのごみ減量に関するアイデア提案や意見交換の機会を創出しごみの減量等に向けた検討を行います。
- ②食品ロスについて、市民生活に密接に関わる販売・消費に焦点を当て、市民・事業者・行政の連携・協力体制を構築し必要な支援を行うことで食品ロス削減の仕組みづくりを検討します。また、使いやすく効率的な仕組みとなるよう、ICTの積極的な活用も検討します。
- ③食品ロスの約半分が家庭から廃棄されていることから、家庭における食品ロスの発生状況に関する調査結果を踏まえた効果的な対策を検討・実施します。
- ④衣類や靴の再使用を促進するため、衣類等の店頭回収を行っている小売店に関する情報発信と啓発に努めます。
- ⑤ペットボトル、紙コップや割りばし等の使い捨て製品の利用を減らすため、マイボトルやマイ箸の利用を促進します。
- ⑥廃プラスチックごみの削減等のため、容器を繰り返し使用できる詰め替え商品を積極的に購入し利用するよう、周知啓発に努めます。
- ⑦生ごみ処理容器の有効性をPRすることにより、市民、事業者における生ごみ処理容器の積極的な利用を促します。また、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理容器の購入を支援し、生ごみの堆肥化を促進します。なお、学校などの公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 食品ロス削減マッチングサービスに取り組んだが協力店舗が少ない、衣類等の店頭回収等の情報発信が進まず浸透が図れたとは言い難い。
実施状況	亀山市環境未来創造会議循環部会で「食品ロス削減マッチングサービスかめやまタベスケ」（食品関連事業者と市民をマッチングさせ食品ロスの削減を図る取組）等について意見交換（1回）、ごみダイエツトサポーター会議（1回）を開催した。令和4年10月から開始した「かめやまタベスケ」についてマイタウンかめやまにて情報発信を行った。また、環境月間に合わせて、古着のリユース、リサイクル及びプラスチックごみ削減について広報にて啓発した。 生ごみ処理容器購入者に対し、購入費補助金（27件）の交付、生ごみ消滅容器キエーロの普及に取り組み、更なる普及を図るため、モニター募集を行った。
問題点	「かめやまタベスケ」では、協力店舗数及びユーザー登録者数が伸び悩んでいる。衣類等の再使用については、浸透しているとは言い難い。 事業者による生ごみの減量化の促進に至っていない。
課題	「かめやまタベスケ」は、協力店舗及びユーザー登録者の双方にとって、魅力がある仕組みづくりにする必要がある。 衣類等の再使用については、小売店回収ボックス設置状況を把握する必要がある。
今後の方向性	引き続き、事業者にマッチングサービスの参加を呼びかけることと声掛けしていなかった業種への声掛けを検討する。また、サービス提供者や他市と協力してサービスの普及促進を図る。 衣類等の店頭回収に関する情報発信に努めつつ、衣類の分別収集についても検討し、また、資源集団回収団体活動において積極的な衣類回収に取り組めるよう、また、衣類の分別収集につなげられるよう進める。生ごみ消滅容器「キエーロ」のモニターから得た情報をもとに更なる普及に努める。

循環＜取組方針2＞

「再使用する」(使えるものは繰り返し使う。)

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・ごみの再使用に関する周知・啓発は行ったものの市民及び関係部署に対し、グリーン購入の促進と小型充電式電池の試行分別収集の開始ができていないこと、また、民間事業者が実施するリサイクル（リユース）事業について、積極的な取り組みが行われていないため。 ・公共工事におけるリサイクル建設資材等の利用が適切に実施されている。
〔今後の方向性〕 ・グリーン購入の普及促進においては、先進自治体の手法を参考にすることにより、担当の財務課と共同で取り組んでいく。 ・民間事業者が実施するリサイクルについては、協働で取り組める手法を収集し、可能か否かを検討する。 ・公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を確認していく。	

取組方針における施策の方向

（１）ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等にごみの再使用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②グリーン購入に関する周知・啓発を行うとともに、製品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及促進を図ります。
- ③家庭用使用済インクカートリッジの再使用を促進するため、メーカーが設置する回収ボックスの利用に関する情報発信と啓発に努めます。
- ④使用済の小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、小型シール鉛蓄電池）の廃棄について、小売店や行政が設置する回収ボックスの積極的な利用促進を図ります。
- ⑤家庭で使わなくなった家財について、リサイクルショップ等の利用促進や、地域の情報サイトやアプリの活用等を図り、不用品の排出抑制に繋がります。

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・再使用に関する周知、啓発は行われているが、リサイクルショップや不用品リサイクル（リユース）サイト等の活用が図られていない。 グリーン購入の普及促進を図ることができなかったため。
実施状況	広報かめやま、市ホームページで、再使用に関する情報を掲載した。 市民に対して、ごみ収集カレンダーで、小売店等の店頭には設置している回収ボックスの利用促進について啓発した。 グリーン購入の普及促進については、実施できなかった。 小型充電式電池の分別収集を試行実施。
問題点	再使用について周知・啓発等を実施したものの、内容がマンネリ化しつつある。 グリーン購入においては、具体的な普及促進に踏み込めていない。 リサイクルショップや不用品リサイクル（リユース）サイト等の活用が図られていない。
課題	再使用の周知・啓発等において、市民が関心を持つような内容での周知、啓発活動を今以上に充実させる必要がある。 グリーン購入において、市民に対する効果的に周知啓発する手法についての知見が不足している。 リサイクル（リユース）サイト等の情報収集が必要である。
今後の方向性	市民が関心を持つような情報や話題が提供できるよう工夫する。また、グリーン購入において、他市において効果的に周知啓発を行っている手法について研究し、周知啓発活動の機会を設ける。 不用品のリサイクルにおいて、民間及び自治体が協働で取り組む手法（不用品リサイクルサイト等の利用）について情報収集し、本市で導入可能か検討する。

(2) 公共部門における再使用の推進

〔取組内容〕

- ①公共工事における再使用を推進するため、公共工事におけるリサイクル資材等の利用を推進します。
- ②家庭で不要となった日用品を行政が回収し、イベント等においてリユースマーケットを実施し、再使用の推進を図ります。
- ③「亀山市グリーン購入方針」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入を推進します。

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 公共工事におけるリサイクル建設資材等の利用が適切に実施された。 不用品リユースマーケットをコロナ過により実施できなかったこととグリーン購入を推進できなかった。
実施状況	公共工事におけるリサイクル建設資材の使用について、設計審査及び工事検査にて設計書及び使用材料確認表にて適切に利用されていることの確認を行った。 例年、街道まつりにおいて「不用品リユースマーケット」を開催してきたが、新型コロナウイルス感染防止対策により実施できなかったが、環境月間に合わせて広報などで4Rに関する周知、啓発を行った。 グリーン購入については、推進できなかった。
問題点	公共工事のリサイクル建設資材等の利用は、発注者及び受注者とも意識も高まっているが引き続き促進に努めていく必要があり、建設副産物の再利用化について最新情報を収集し情報共有していく必要がある。 グリーン購入において、具体的な普及推進に踏み込めていない。
課題	担当課が、グリーン購入の推進を積極的に行う必要がある。 公共工事のリサイクル建設資材等については、資源が繰り返し利用されるよう適切な廃棄物処理を行い、リサイクル製品の積極的な利用を推進していくことで環境負荷の低減を図り循環型社会の構築を行っていく。
今後の方向性	「不用品リユースマーケット」は、今後の情勢を見据えて開催することとなる。 グリーン購入は、担当課と単価契約の品目に追加するなどを踏まえて協議し取り組む。 公共工事のリサイクル資材等の利用促進は現状の取組を継続し、建設副産物の再利用化については工事検査等で三重県建設副産物処理基準の履行を確認していく。

循環＜取組方針3＞

「再生利用する」(資源として有効利用する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ごみの再生利用の拡大においては、溶融飛灰の全量再資源、刈り草コンポスト化の推進では、コンポスト生産量のほぼ全量が活用されるなど着実に再生利用が進んでいる事業がある一方、雑がみについては分別収集開始時点と比べ、その収集量は伸び悩んでおり、資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクルを支援する制度への転換については検討が行われていない。 ・広報かめやま、市ホームページや施設見学で、ごみの再生利用に関する情報の周知、啓発ができているため。
〔今後の方向性〕 ・ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等については、市民が関心を持つような情報や話題が提供できるように工夫する。 ・雑がみの資源化については、雑がみの分別収集が定着するまでは、積極的に自治会等への出前トーク、広報、ケーブルテレビなどによる周知啓発に努め、市民の分別意識を高める。 ・イベントや環境センター窓口等でコンポストのサンプルを配布する等し、コンポストの新たな活用先や安定した活用先の確保に努める。	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等にごみの再生利用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・広報かめやま、市ホームページや施設見学等で、ごみの再生利用に関する情報の掲載や啓発ができています。
実施状況	広報かめやま、市ホームページや小学生等の施設見学等で、ごみの再生利用に関する情報を掲載し、周知、啓発を行った。
問題点	周知・啓発はできたが内容がマンネリ化している。
課題	市民が関心を持つような内容での、周知・啓発活動を今以上に充実させる必要がある。
今後の方向性	市民が関心を持つような新たな情報や話題が提供できるよう工夫する。

(2) ごみの再生利用の拡大

〔取組内容〕

- ①山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化を継続します。
- ②2021（令和3）年4月から分別収集を本格実施している雑がみについては、一般ごみから資源ごみへの排出転換をより一層促進し、資源化量の拡大に努めます。
- ③資源物の集団回収活動については、現行制度を見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討します。
- ④2019（平成31）年4月に民間事業者に運営移譲した亀山市刈り草コンポスト化センターは、他市町で発生した刈り草を広域処理するなどスケールメリットを活かした運営により堆肥化量の拡大が可能となりました。今後も公共事業等で積極的に活用されるよう周知を図り、刈り草の堆肥化処理及び活用を促進します。
- ⑤政府が検討中の新法案「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の動向を注視し、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの減量と循環の促進を図ります。
- ⑥羽毛布団や使用済小型電子機器、小型充電式電池などのピックアップ回収または拠点回収しているごみの効果的な回収方法を検討し、資源化量の拡大に取り組みます。

令和4年度進捗状況 B まづまづ進んでいる	〔理由〕 ・溶融飛灰の全量再資源化が維持できている。 - 資源としての雑がみの排出促進が十分でなく、雑がみの資源化量の拡大を図る必要がある。 - リサイクル活動支援制度の転換の検討が実施されていない。 - 運営移譲先が生産した刈り草コンポストは全量配布された。
実施状況	溶融飛灰に含まれる貴重な金属資源を再資源化するため、日々発生する溶融飛灰を全量再資源化し、最終処分量ゼロを維持した。 再資源化促進事業、リサイクル活動支援制度への転換では、過去の品目別回収量及び報奨金交付額を集計し、他市の報奨金制度の状況を調査した。 刈り草コンポストは公共施設や民間事業所での活用や市民には無料配布するなど、運営移譲先とコンポストの配布状況を共有し、生産量のほぼ全量を配布することができた。プラスチックに係る資源循環については、国等が発信する情報の収集に努めた。 使用済小型電子機器は、ピックアップ回収や市内拠点回収を実施した。また、小型充電式電池については、破碎粗大ごみ「危険ごみ」としての分別収集本格実施に向け、令和5年1月から試行実施を開始した。
問題点	雑がみは、食品残渣が付着している場合などは「一般ごみ」として排出してもよいが、資源化できるものも「一般ごみ」として排出されている恐れがある。資源としての意識を浸透させる必要がある。 再資源化促進事業では、資源回収団体の減少や総合環境センターへの搬入量が減少しており、直接資源引取業者へ引き渡す資源物の量はセンター搬入量より多い。このような現状を踏まえ、リサイクル活動支援制度の見直し検討が必要である。コンポストの安定的な活用先を確保する必要がある。
課題	雑がみの資源化においては、資源化量の更なる拡大に向け取り組む必要がある。リサイクル活動支援制度の見直しや制度の転換など検討する必要がある。 刈り草コンポスト化の推進においては、令和4年度は生産量をほぼ配布することができたが、安定的な活用先の固定化が必要である。 プラスチックごみの減量と循環の促進において、国の動向の変化が著しいことから、近隣自治体の動向等に注視し十分検討する必要がある。 資源化量が拡大するような効果的な手法やピックアップ回収を検討する必要がある。
今後の方向性	山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化については、災害時の溶融飛灰の仮保管場所の確保につながることから、今後も継続実施する。 雑がみの資源化については、雑がみの分別が定着するまでは、積極的に自治会等への出前トーク、広報、ケーブルテレビなどによる周知啓発に努め、市民の分別意識を高める。 再資源化促進事業及びリサイクル活動支援制度の転換においては、市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換を検討する。 イベントや環境センター窓口等でコンポストのサンプルを配布するなど、コンポストの安定的な活用先の確保、新たな活用先の確保を行っていく。 プラスチックごみの減量と循環の促進においては、近隣市自治体の動向等に注視し情報収集する。

循環＜取組方針4＞

「適正に処理する」(適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施、ごみ種別に応じた適正処理の推進、ごみ処理施設の整備等に関する検討はまずまず進んだが、ごみ処理に関する情報の公開があまり進まなかったため。
〔今後の方向性〕 ・次期廃棄物処理施設のあり方は、近隣自治体との協議に留まっているため、方針（ごみ処理施設整備基本構想）の決定に向け取り組む。 ・最終処分場の空き容量確保においては、引き続き大規模災害時に備え十分な空き容量を確保するためには、熔融飛灰発生量3年分の残余容量の確保に向け最終処分場に保管しているセメント固化した飛灰の処理を継続的に取り組む。	

取組方針における施策の方向

(1) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施

〔取組内容〕

- ①市が実施する家庭系ごみの収集・運搬について、安全かつ効率的な体制を継続して実施します。
- ②生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、自治会等が設置する塵芥集積施設の整備等を支援します。
- ③自治会等が管理する野積みごみ集積所については、管理者に集積施設の整備の働きかけを行うとともに、必要に応じて整備場所の提案等の支援を行うなど、その解消に向け取り組みます。
- ④不適正排出をなくすため、搬入される事業系ごみの確認を行い、事業所に対する適正排出指導を徹底します。
- ⑤塵芥集積施設からの資源物の持ち去り行為を抑制するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、厳正に対処します。

令和4年度進捗状況 A 順調に進んでいる	〔理由〕 ・集積施設のデータベースを地図情報システムに掲載したことで、収集業者との情報共有が容易となり、効率的となった。 ・自治会が実施する集積施設の新設及び改修への補助金を交付したことで公衆衛生の向上に努めた。 ・資源物持ち去りパトロールは計画的に実施しており、啓発、抑制に努めている。
実施状況	直営、委託により安全かつ効率的な体制をもって家庭ごみの収集が行われた。また、市ホームページの地図情報システムに塵芥集積施設のデータを掲載し、DXに取り組んだ。 市5自治会が実施した一般廃棄物集積施設の新設、改修に対し補助金を交付した。一方、市内に90ヶ所弱存在する野積み集積所解消に向け取り組めなかった。 総合環境センターに事業所自ら又は収集許可業者が持ち込む廃棄物の搬入検査を実施し、分別が守られていない不適正なものについて指導を行った。 資源物持ち去り対策として、不燃系、可燃系資源ごみの収集日に監視パトロールを実施した。
問題点	野積み集積所は、公道上に設置されていることから施設を設置する用地の確保が困難である。本市の分別に合わないごみを搬入する業者は定期的な搬入の無い業者に多い傾向が見られる。 資源物持ち去り対策について、監視パトロールや張り込みにより持ち去り行為を発見することは困難で、効果的な抑止には繋がっていない。
課題	市内には90カ所弱の野積み集積所があり、設置スペースがあるものは解消する必要があるが、用地等の問題から、野積み集積所をすべて解消することは困難である。 不適正排出に関して排出者、収集許可事業者双方の分別の意識向上を図る必要がある。 資源物持ち去り対策については、金属類の高騰により、不燃系資源ごみ、破碎粗大ごみの収集日にも資源物の持ち去り行為が発生している。
今後の方向性	野積み集積所を有する自治会や道路管理者と協議し、その解消に取り組む。 引き続き不定期に搬入検査を実施し、収集許可業者の分別意識を高めるとともに、搬出者に対しても分別ハンドブックを配布するなどの分別意識の向上を図るための手法を検討する。 資源物持ち去り対策については、可燃系ごみのみならず、市民からの情報提供をもとに、破碎粗大ごみや不燃系資源ごみの収集日にも監視パトロールを実施する。また、地域住民や警察と連携を行い、特定箇所を監視するなどパトロール以外の手法を取り入れる。

(2) ごみの種別に応じた適正処理の推進

〔取組内容〕

- ①一般ごみ等の溶融処理、粗大ごみ破碎処理、ペットボトルの圧縮梱包処理等、ごみの種別に応じて、適切な中間処理を行います。
- ②一般ごみ等の溶融処理で発生した溶融飛灰の山元還元方式による全量再資源化を継続し、環境への負荷の少ない最終処分量ゼロのごみ処理を引き続き推進します。
- ③災害廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から適切かつ迅速な処理に努めます。
- ④大規模災害時は、災害廃棄物処理による大量の溶融飛灰の発生が予測されます。しかし、亀山市総合環境センター最終処分場には、大規模災害時に溶融飛灰の一時的な保管が必要になった場合の十分な空き容量は残されていません。このことから大規模災害時に備え、溶融飛灰発生量3年分程度の空き容量の確保を目的に、亀山市総合環境センター最終処分場で保管しているセメント固化した溶融飛灰の処理を進めます。
- ⑤亀山市八輪衛生公苑最終処分場については、これまでの掘起し量を整理するとともに、必要に応じて埋立残量調査を実施し、今後の処理作業の方向性を検討します。
- ⑥ごみ溶融処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定したごみの処理と効率的な操業に取り組みます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・ごみの種別に応じた適切な中間処理の実施、飛灰再資源化事業による溶融飛灰の全量再資源化、固化飛灰処理による最終処分場の残余容量の確保に着実に取り組んでいる。 ・八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査が未実施である。
実施状況	ごみの種別に応じた中間処理においては、設備を使い分けることで適切な中間処理を実施することができた。 飛灰再資源化事業においては、溶融飛灰の全量再資源化により、最終処分量・ゼロを維持することができた。 災害廃棄物の適切・迅速処理においては、環境省中部地方環境事務所が主催する大規模災害時災害廃棄物対策に関する中部ブロック情報伝達訓練に参加し、関係機関における連携体制の強化、情報伝達方法の確認を行った。 最終処分場の空き容量確保においては、亀山市総合環境センター最終処分場で保管している固化飛灰を約209t搬出し、残余容量の確保に努めた。 八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査の実施及び処理作業の方向性検討については、旧最終処分場に埋め立てられているごみを掘り起こし、土砂等を篩い分けして溶融処理を行い、最終処分場の再生に取り組んだ。
問題点	ごみの種別に応じた中間処理においては、特に破碎施設での老朽化が著しい。また、小型充電式電池を原因とする施設火災が起こらないよう分別収集を十分に浸透させる必要がある。 災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画について、廃棄物対策グループ所属職員が内容を充分熟知しているとは言えない。 最終処分場の空き容量確保においては、約209tを搬出したが、十分な残余容量を確保したとは言えない。 ごみ溶融処理施設適正管理においては、長寿命化計画策定から長期間が経過し、設備・機器の中には実際の劣化状況と計画の予測が異なるものが生じてきた。 八輪衛生公苑最終処分場の埋立残量調査の実施及び処理作業の方向性検討については、篩機の老朽化により、年々処理量が減少している。また、当事業を開始した時の埋立量の推計は76,000tだったが、令和4年度末で約77,600tの処理を終えている。しかし、依然としてごみが埋め立てられている状況が窺える。
課題	中間処理施設の老朽化に対する修繕計画や民間への処理委託について検討する必要がある。 災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画等について上記計画について、廃棄物対策グループ所属職員が内容を充分熟知する必要がある。 最終処分場の空き容量確保においては、大規模災害時に備え十分な空き容量を確保するためには、今後の方針を検討する必要がある。
今後の方向性	ごみの種別に応じた中間処理においては、修繕計画や処理委託の検討を進めつつ施設火災が起こらぬよう原因となる小型充電式電池の分別収集の徹底を図る。 飛灰再資源化事業においては、継続実施する。 災害廃棄物の適切・迅速処理においては、亀山市災害廃棄物処理計画、総合環境センター業務継続計画について職員間で共有を図り、次年度以降も当該訓練に参加することで、平時から災害応対対応期の混乱を緩和させる体制の構築や災害対応力の向上を図る。 最終処分場の空き容量確保においては、市総合計画後期基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標（溶融飛灰発生量3年分の残余容量の確保）に向け、継続的に取り組む。 八輪衛生公苑最終処分場は、埋立地をごみの受け入れや分別スペースとして先行利用していることから、掘り起こしが可能な箇所を整理し、作業計画を立てる。

(3) ごみ処理施設の整備等に関する検討

〔取組内容〕

①2029（令和11）年度に、現行ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期ごみ処理施設のあり方については、現在の市単独での処理施設の整備の検討に加え、今後本市を取り巻くと予測される人口や廃棄物の減少、厳しくなる財政状況を勘案し、近隣自治体との施設の集約化と広域処理に向けた検討や調整も進め、その方針等を示した「ごみ処理施設整備基本構想」の策定に取り組みます。

②粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二軸破碎処理施設は老朽化による処理への影響が懸念されます。現行ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度まで破碎粗大ごみの安定した処理を継続するため、両施設の延命化工事もしくは民間廃棄物処理業者への処理委託等を検討し、適正処理に努めます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・近隣自治体の廃棄物担当部署と意見交換、協議を進めメリット、デメリットが把握できた。 ・適正処理困難物二軸破碎処理施設の更新に向けて事業を進めている。（令和6年度更新）
実施状況	広域処理について、近隣自治体の廃棄物担当部署と意見交換、協議を進め、意向把握や実現に向けて支障となる問題点を共有した。 粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二軸破碎処理施設について、メーカー等へのヒヤリングを行った。また、更新実績のある自治体から情報を収集した。 粗大ごみ破碎処理施設は、延命化工事だけでなく処理を委託する場合も想定し、民間廃棄物処理業者と試験的な処理を実施した。
問題点	本市にとって広域処理は建設費や維持管理費を含めて総合的にメリットはあるが、規模の大きい近隣自治体は、そのメリット以上にデメリット（建設場所、市民感情）と捉える部分が多い。広域処理だけでなく単独処理、民間委託方式についてもメリット、デメリットを把握する必要がある。破碎粗大ごみの破碎処理を民間廃棄物処理業者に委託する場合は、委託費のみならず、施設内の作業環境の整備が必要である。
課題	本市にとって広域処理は建設費や維持管理費を含めて総合的にメリットはあるが、規模の大きい近隣自治体は、そのメリット以上にデメリット（建設場所、市民感情）と捉える部分が多い。破碎粗大ごみの処理を民間廃棄物処理業者に委託する場合は、委託費のみならず、施設内の環境整備が必要と判明した。
今後の方向性	各種運営方式のメリット、デメリットを整理したうえで、次期ごみ処理施設の在り方について方針を決定する。適正処理困難物二軸破碎処理施設の令和6年度更新に向けて事業を進めていく。また、粗大ごみ破碎処理は、全て委託した場合に要する経費や問題点を改めて精査する。

(4) ごみ処理に関する情報の公開

〔取組内容〕

①ごみ施策に関する情報に加えて、ごみ処理経費やごみ処理に伴う総合環境センターの温室効果ガスの排出量などの情報を近隣自治体や人口規模や産業構造が類似する自治体と比較する等市民にわかりやすく発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めます。

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・情報発信を行ったものの、近隣自治体や人口規模、産業構造が類似する自治体との比較など市民が関心を持ちそうな情報発信ができていないこと及び温室効果ガス排出量の情報は、まったく発信できていないため。
実施状況	広報かめやまで、本市1人1日あたりのごみ排出量を、全国及び三重県のそれと比較した記事を掲載し、本市のごみ事情について情報発信した。
問題点	ごみ処理経費は例年9月議会で資料提出しているものの、市民に情報が十分行き届いているとは言い難い。また、温室効果ガス排出量の情報は、まったく発信できていない。
課題	効果的な情報発信の手法について検討する必要がある。
今後の方向性	広報かめやまのみならず市ホームページも活用し、ごみ処理経費や温室効果ガス排出量、近隣自治体や人口規模、産業構造が類似する自治体との比較などの情報を発信する。

「低炭素」：脱炭素社会につながる

高度な低炭素社会の構築

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

及び亀山市気候変動適応計画



※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。また、特に関係の深いゴールは大きなアイコンで掲載しています。

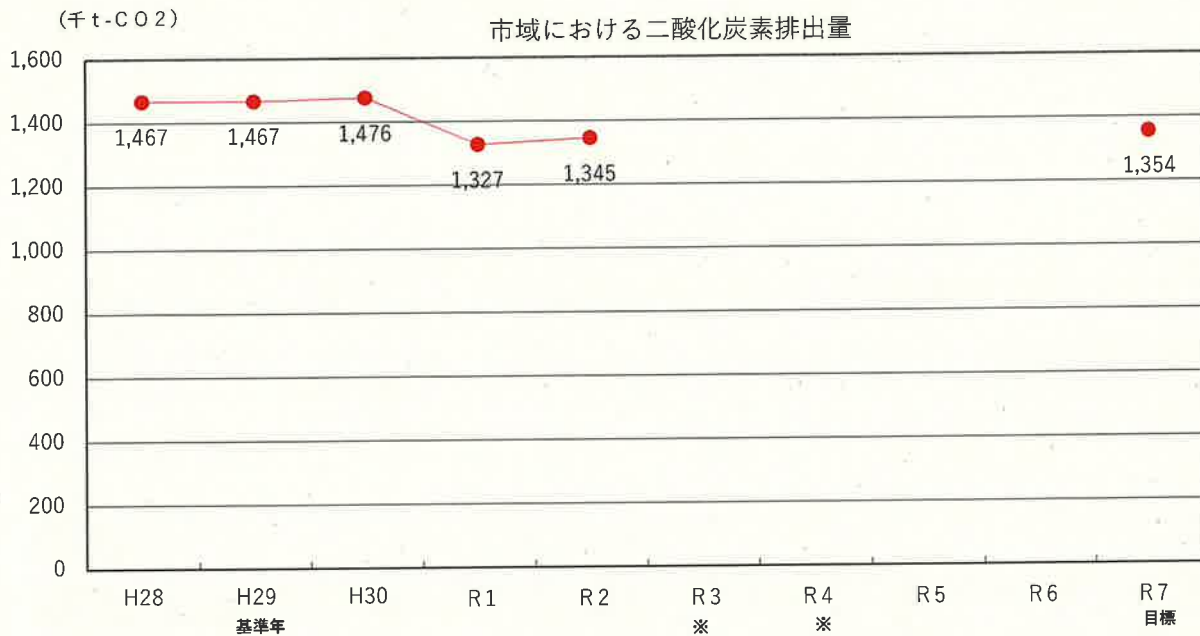
「低炭素」

脱炭素社会につながる
高度な低炭素社会の構築

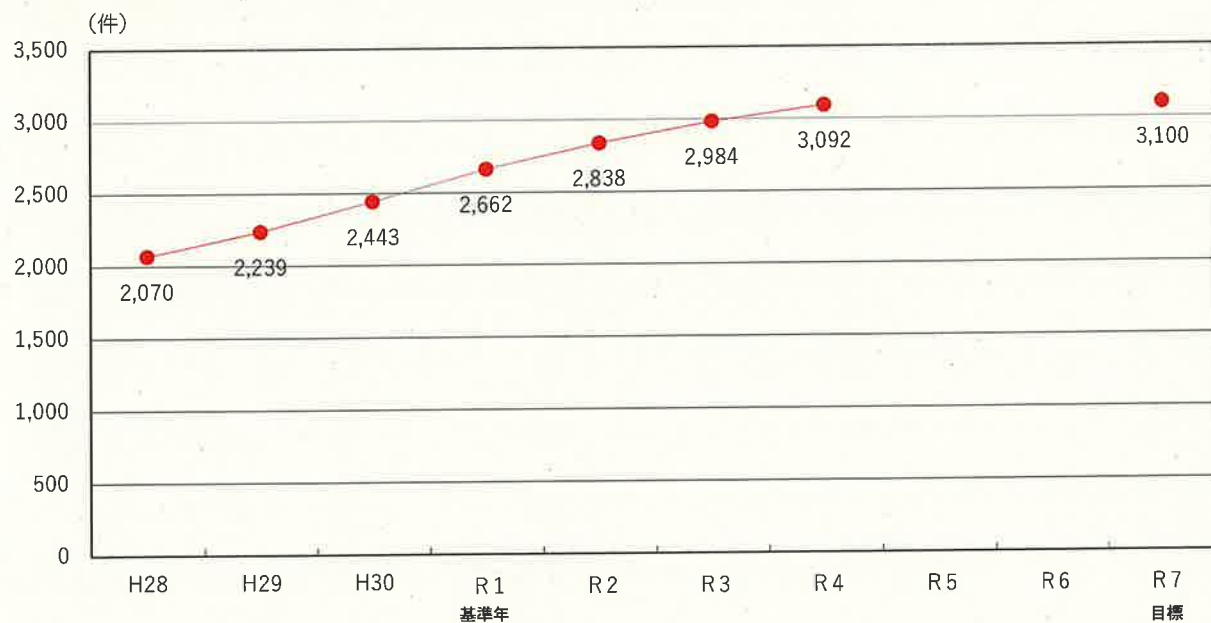


1. 成果指標に関する目標と実績

成果指標 市域における二酸化炭素排出量



成果指標 再生可能エネルギー発電施設の導入件数



※令和3～4年度の数値が未記載の理由は、国における各地方公共団体の二酸化炭素排出量についての公表が、現時点ではおこなわれていないことによります。

低炭素＜取組方針1＞

「減らす」(温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を減らす。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・省エネルギー・省資源行動・3Rの促進に関する周知・啓発活動等の実施、森林環境創造事業や森林経営管理事業等による森林整備の実施、居住誘導区域内への居住誘導策及び道路照明や公共施設のLED化などに取り組むことができた。
〔今後の方向性〕 ・具体的な取組を進めているものについては引き続き取組を進めるとともに、更なる取り組み等が必要なものについては、効果的な実施方法等を検討・検証し、具体的な取組に繋げていく。	

取組方針における施策の方向

(1) 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等に省エネルギー・省資源行動に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・周知啓発は行われているが、より効率的かつ効果的な方法を探っていく必要がある。
実施状況	ケーブルテレビの行政番組にて、省エネルギー行動や地球温暖化対策について啓発を行った。
問題点	気候変動について、市民が十分に認識し、適切な行動ができているとはいえない。
課題	気候変動に係る周知、啓発が少なかった。
今後の方向性	周知・啓発の方法を検討する。また、イベントが再開された時に市民の目に触れる機会を積極的に設ける。

(2) 省エネルギー・省資源行動の促進

〔取組内容〕

- ① 3R（ごみの発生・排出を抑制する（Reduce）・使えるものは繰り返し使う（Reuse）・資源として有効利用する（Recycle））活動の促進を図ります。
- ② 省エネルギー家電（LED照明含む）、環境性能に優れた自動車、省エネルギー性能の高い住宅・建築物及びグリーン購入の普及促進を図ります。
- ③ パークアンドライドに関する普及啓発及びパークアンドライドに必要な情報の提供により、公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 徒歩や自転車利用による移動に関する啓発を行い、近距離移動における徒歩・自転車移動の促進を図ります。
- ⑤ みどりのカーテンなどの効果的な日よけの普及促進等により、節電に寄与するとともに、節電意識の向上を図ります。また、節電意識の向上を図るために有効な取組について調査研究するとともに、その実施に向けた取組を進めます。

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 ・十分な取組や具体的な取組にまで至っていない。
実施状況	3Rの促進について、施設見学などの機会を捉えて啓発した。みどりのカーテンなどの効果的な日よけの普及促進のためヘチマの苗を配布し節電意識の向上に努めた。環境未来創造会議低炭素部会を開催し、EV車等の普及や節電意識をたかめるための協議を行った。公共交通機関の利用を促進するため、地域まちづくり協議会との意見交換会を開催。
問題点	コロナ禍の中、イベント等啓発する機会がなく、また、情報の発信が代わり映えない。ヘチマの苗を配付するための準備や管理に労力がある。低炭素部会を開催したが、具体的に調査研究に至らなかった。地域まちづくり協議会との意見交換会が中心であり、周知効果が限定的である。
課題	情報発信の方法を検討する必要がある。また、環境未来創造会議低炭素部会にて省エネ、省資源行動に関して、具体的な取り組みを検討、実施していく必要がある。
今後の方向性	環境未来創造会議低炭素部会における検討内容も踏まえ、取組を具体化していく。

(3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化

〔取組内容〕

- ① 二酸化炭素の吸収源として期待される森林については、環境林（非経済林・保全林）や生産林（経済林・利用林）といった、森林の区分に応じた森林整備や森林管理を推進します。環境林（非経済林・保全林）においては、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導など、多様な森林づくりを進めます。生産林（経済林・利用林）においては、森林資源の適正な育成と公益的機能の維持増進を図るための森林管理を行います。
- ② 林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、2018（平成30）年度に国が構築した、手入の行き届いていない森林を、市が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ「森林経営管理制度」の更なる充実と展開を図ります。
- ③ 2011（平成23）年2月に策定した亀山市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の持つ二酸化炭素を吸収し、大気中に排出しない「炭素を固定」する性質を活かし、亀山市産材を利用した公共建築物の木造化、木質化を推進します。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・森林環境創造事業及び森林経営管理事業等において、継続して森林整備が実施されているため。
実施状況	森林環境創造事業、森林経営管理事業による森林整備、林業生産活動支援事業による利用間伐を促進し、また、三重県による災害緩衝林整備事業や治山事業などにより森林整備を実施。
問題点	森林の持つ公益的機能、木材生産機能を効果的に維持、発揮させるために、森林整備面積を拡大していく必要がある。
課題	森林の持つ公益的機能、木材生産機能を効果的に維持、発揮させるために、森林整備事業を着実に実施することと、事業対象地域の拡大を図り、点ではなく面的な森林整備を行う必要がある。
今後の方向性	三重県事業（災害緩衝林整備事業、保安林改良事業等）の森林整備を行うとともに、市の森林・林業施策各事業を着実に取り組む。また、森林経営管理事業では、未実施の区域において事業を開始する。

(4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進

〔取組内容〕

- ①都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら快適な暮らしを支える、ネットワークを活用したコンパクトな都市づくりを推進することにより、脱炭素社会につながる高度な低炭素都市の実現を目指します。
②防犯灯や道路照明のLED化など、まちの暮らしの中での省エネルギー化を促進します。

令和4年度進捗状況 A 順調に進んでいる	〔理由〕 ・地域公共交通においてはネットワーク化が進んでいる一方、利用者がコロナ禍前の水準まで回復していない。 ・道路照明のLED化工事が令和5年度に完了予定。 ・居住誘導区域内への誘導のための協議を実施している。
実施状況	地域まちづくり協議会と意見交換会や出前講座を開催し利用促進のための情報発信を行った。 防犯灯のLED化の促進及び道路照明のLED化の推進に取り組んだ。 居住誘導区域内へ居住が促進されるよう区域外届に対して区域内への居住誘導の協議を行った。
問題点	コロナ禍の影響により、公共交通の利用者数は回復の傾向にあるが、コロナ禍前の水準まで回復していない。道路照明のLED化工事に必要な台帳等の資料が不足している。防犯灯のLED化進捗率は49.1%であるが、導入したLEDの交換時期も近づいている。居住誘導区域外での建築等が進んでいる。
課題	公共交通の利用者数は、コロナ禍前の水準に回復していないが、引き続き利用促進に取り組む必要がある。道路照明に関する資料は整理できたが、工程が遅延している。防犯灯LED化の条件が腐食、破損（故障）であるが普及促進のため条件の見直しや居住誘導区域内での建築等に対する助成制度を充実させる必要がある。
今後の方向性	公共交通機の最適な組み合わせによる効率的で効果的な運航に向けて引き続き検討を行い、居住誘導区域施策の効果を検証し、新たな施策を検討する。遅れている道路照明のLED化工事を引き続き進めつつ、防犯灯LED化の促進に向けた情報発信を行う。

(5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進

〔取組内容〕

- ①「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、公共部門における二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
②市が実施するイベント等において、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等を促進します。
③行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎の設計・建設については、都市機能・防災面に加え、環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用も含めた多面的な検討を行います。
④再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化など、環境に配慮した公共施設の建設・設備更新を進めます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・公共施設のLED化の実施に繋げることができた一方、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等の促進その他より一層の取組が必要のため。
実施状況	市が主催する一定規模以上のイベントがなく、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等の促進には至らなかった。公園、緑地等の植栽等の適切な維持管理を実施した。 各施設や事業において二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに、公共施設のLED化を順次実施した。また、新庁舎整備基本計画（案）の基本理念を具現化するため、環境負荷の軽減に配慮した脱炭素型庁舎とすることを定めた。
問題点	徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知が進んでいない。 各施設や事業における節電等の取り組みは定着しており、更なる排出量の削減が難しい場合がある。
課題	徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知啓発を進める必要がある。 省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、消費電力削減に向けた新たな取組を進めて行く必要がある。
今後の方向性	徒歩・自転車利用、パークアンドライド等が二酸化炭素削減に寄与することに関する周知啓発を実施する。 公共施設のLED化、CO2フリー電気の導入、新庁舎における再生可能エネルギーの活用などに具体的に取り組んでいく。

低炭素＜取組方針2＞

「活用する」(再生可能エネルギーを活用する。)

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 - 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動や新庁舎整備基本計画（案）の中で、環境に配慮した新庁舎についての検討を進めることができたため。 - 一方、適正導入による再生可能エネルギーの普及促進など多くの取組について具体化に至っていない状況であるため。
〔今後の方向性〕 引き続き再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動を進めるとともに、具体化に至っていない取組について計画的に進捗を図る。	

取組方針における施策の方向

(1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

- ①広報かめやま、ホームページ等に再生可能エネルギーに関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ②再生可能エネルギーの不安定な発電出力を補完し、効率的な電力利用が可能な蓄電池の導入に関する周知・啓発を行い、再生可能エネルギーの導入促進に繋げます。

令和4年度進捗状況 C あまり進んでいない	〔理由〕 市ホームページにおいて、再生可能エネルギーや蓄電池導入に関する啓発を行ったが、他の媒体も活用し周知・啓発活動を行う必要がある。
実施状況	市ホームページにおいて、再生可能エネルギー、蓄電池導入に関する啓発を行った。
問題点	市ホームページ以外の媒体も活用する必要がある。
課題	市ホームページ以外の媒体も活用する必要がある。
今後の方向性	様々な機会を利用して周知・啓発活動を実施する必要がある。

(2) 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進

〔取組内容〕

- ①本市の豊かな自然環境と調和し、地域住民への十分な説明や健康への影響の評価等が図られた再生可能エネルギーの普及を促進するため、「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」の導入について検討を行います。
- ②市域における二酸化炭素排出量の8割以上を占める製造業のうち第一種及び第二種エネルギー指定工場における二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等の把握に努めるとともに、低炭素・脱炭素な事業活動の必要性等を継続的に周知・啓発し、一層の再生可能エネルギーの普及、省エネルギー・省資源行動への意識醸成を図ります。
- ③再生可能エネルギーの普及促進による二酸化炭素排出量の削減に加え、大規模災害時における電力確保の観点から、効率的な再生可能エネルギー等の活用のあり方について調査研究し、脱炭素社会につながる低炭素で安全・安心なまちづくりに向けた取組について検討を行います。

令和4年度進捗状況 D 進んでいない	〔理由〕 ・低炭素部会を開催したが、いずれも具体的な進捗にまで至っていない。
実施状況	低炭素社会の実現に向けた検討を進めるための低炭素部会を設置したが、具体的な話し合いには至っていない。 「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」「製造業の状況把握」「効率的な再生可能エネルギー等の活用のあり方の調査研究」が行えていない。
問題点	いずれも具体的な進捗に至っていない状況である。
課題	各取組について、計画的な進捗を図る必要がある。
今後の方向性	各取組の実施時期や具体的な内容等について計画的に取り組む。

(3) 公共部門における再生可能エネルギー等の導入

〔取組内容〕

- ①公共施設の大規模な改修や新設を行う場合は、再生可能エネルギー等の積極的な導入を図ります。
- ②公共施設での再生可能エネルギーの活用割合を増やすことによる環境負荷の低減や、防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討を進めます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・新庁舎整備基本計画（案）の中で環境負荷の軽減に配慮した脱炭素型庁舎とすることを定めたが、他の公共施設における再生可能エネルギー等の導入について、総合的・具体的な計画がない状況であるため。
実施状況	環境未来創造会議低炭素部会を開催。公共施設LED化推進事業にて、本庁舎、関支所、道路照明灯のLED化を実施。 新庁舎整備基本計画（案）の基本理念を具現化するため、環境負荷の軽減に配慮した脱炭素型庁舎とすることを定めた。
問題点	防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討に取り組めていない。 環境負荷低減に配慮した庁舎とすることにより、建設や維持管理にコストが係る場合がある。
課題	環境未来創造会議低炭素部会にて、防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について具体的に検討が行えるよう議論を行う必要がある。 省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、消費電力削減に向けた取組を総合的・具体的に進めて行く必要がある。
今後の方向性	環境未来創造会議低炭素部会にて、防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討について具体化を図る。 省エネや再生可能エネルギーの導入に向けた設備更新など、消費電力削減に向けた取組を総合的・具体的に管理する仕組み（計画）を構築する。

低炭素＜取組方針3＞

「適応する」(気候変動の影響に適応する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開したが、気候変動に関する内容の追加に至らなかった。 ・また、防災体制の強化や健康被害の予防のための周知啓発等を行うことができた。 ・農業分野における技術的な普及啓発まで至っていない。
	〔今後の方向性〕 ・防災体制の強化や農地・森林の整備、健康被害の予防のための周知啓発等を進めるとともに、担い手不足や高齢化への対策や効果的な周知方法を検討する必要がある。

取組方針における施策の方向

(1) 気候変動の影響への適応

〔取組内容〕

- ①気候変動の影響が予想される農業等の分野において、農業者に高温耐性品種等に関する情報提供を行い、気候変動の影響への適応を促進します。
- ②気温の上昇を一因とする河川等の水温の上昇、降水特性の変化による河川水質の変化や河川流況の変化、気候変動の影響による植生や野生生物の分布の変化、産業・経済活動等への影響に関する情報等について、必要に応じて情報発信を行う等により、各分野における気候変動の影響に対する適応を促進します。
- ③現在、気候が非常事態にあるという危機感を「共有」とするとともに、気候変動の影響に対し、市民、事業者、行政が一体となって「行動」していくための「気候非常事態宣言」について検討を進めます。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開したものものの気候変動に関する内容の追加に至らず、また、その他の適応に関する取組についても進めることができていないため。
実施状況	市内環境調査の結果を「亀山市の環境」にとりまとめて公開した。
問題点	「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加までは至っていない。 農業分野における技術的な普及啓発までは至っていない。
課題	「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加が必要である。 三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと連携し、農業分野における技術的な普及啓発に取り組むことが必要である。
今後の方向性	「亀山市の環境」について、気候変動に関する内容の追加を図る。 三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センターと連携し、農業分野における技術的な普及啓発に取り組んでいく。

(2) 自然災害の軽減・回避

〔取組内容〕

- ①「亀山市国土強靱化地域計画」「亀山市地域防災計画」に基づき、防災都市づくり、公共施設の安全確保・整備、地盤災害予防など、地震、風水害等に対する総合的な防災体制の確立を図ります。
- ②様々な災害時に必要な都市機能を維持することができるよう、公共施設や道路等を含めた都市インフラの強靱化を推進します。
- ③農地や森林が持つ、洪水・土砂崩壊・土壌流出を防止する機能や、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる水源かん養機能などを確保するため、農地や森林の保全等を促進します。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・防災体制の強化や農地・森林の整備に取り組んでいるが、防災体制の環境整備に時間をようすることと担い手の高齢化と後継者不足の問題を解消する必要がある。
実施状況	指定避難所の環境整備に努めることによる防災体制の強化を行うとともに、農地・森林の整備を行うことによる洪水・土砂崩壊・土壌流出の防止・水源かん養機能の確保を行った。
問題点	農地を保全するための担い手の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の増加が考えられる。指定避難所1箇所に対して複数の資機材が必要のため環境整備に時間を要する。
課題	農地・森林の整備については、新たな担い手の確保が必要である。資機材の必要数の把握、また、保管場所を確保する必要がある。
今後の方向性	農地・森林の整備についてはより広範な取り組みとなるよう事業の取組に向けた支援を行う。 資機材の必要数の把握と保管場所を検討する。

(3) 健康被害の予防

〔取組内容〕

- ①暑熱による健康被害を未然に防止するため、熱中症予防に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、熱中症への対応方法等の周知を行います。
- ②感染症を媒介する動物の分布域の拡大の状況に応じた感染症対策等について、必要に応じて市民への情報提供・注意喚起を行います。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・健康被害の予防のための周知啓発は行っている一方、その周知範囲をより一層拡大する必要がある。
実施状況	広報かめやまにより、熱中症予防と対応方法の周知を行うとともに、市ホームページでの熱中症に関する注意喚起及び熱中症警戒アラート発令時の安心メールでの周知を行った。 日本脳炎などの感染症予防接種に関する周知を行った。
問題点	周知については、広報かめやま・市ホームページ・安心メールが中心になっており、周知範囲が限定的となっていると考えられる。
課題	関連部署と連携し、より効率的かつ効果的な、情報提供を行っていく必要がある。
今後の方向性	現在の広報周知と合わせて、教室やイベントなどの機会を活用し、市民に情報提供をはかり、周知の範囲を広げる。

「参画・協働」：参画と協働による推進



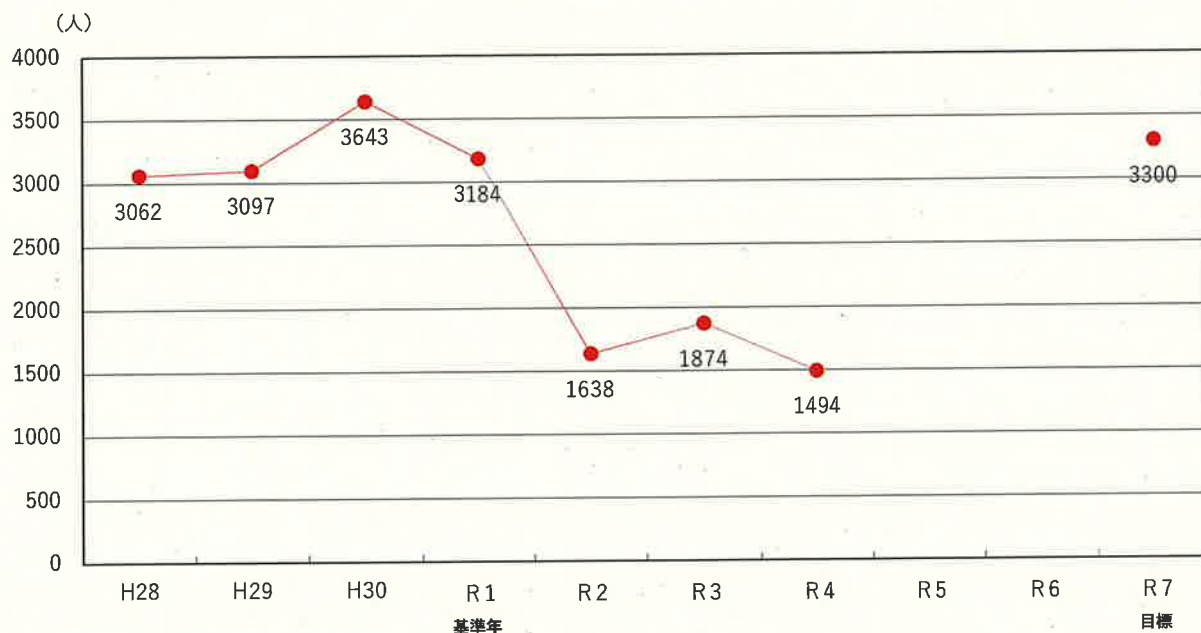
※本章と関連する SDGs のゴールのアイコンを掲載しています。

「参画・協働」：参画と協働による推進

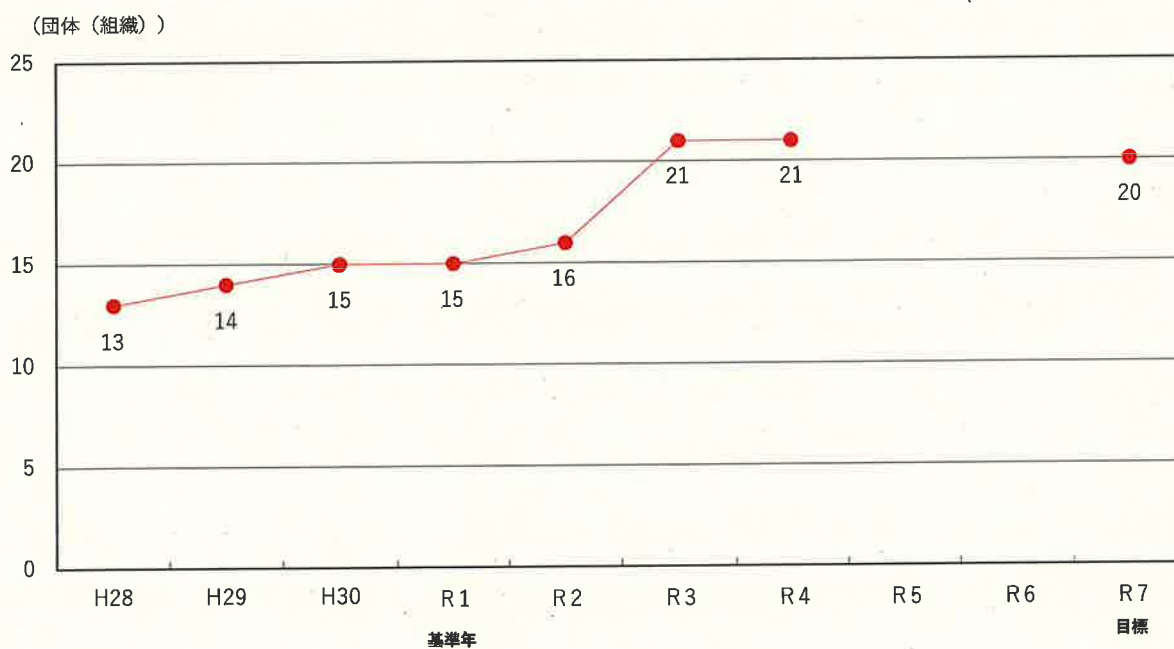


1. 成果指標に関する目標と実績

成果指標 環境に関する講座等への参加人数



成果指標 環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体（組織）数



参画・協働＜取組方針1＞

「学ぶ」(環境教育・環境学習を推進する。)

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・各種広報媒体により環境に関する周知啓発活動等を行うとともに、小中学校、幼稚園、保育園における環境学習の機会の提供や環境に関する生涯学習の機会を提供することができている。 ・効率的かつ効果的な周知啓発の実施や、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も講座等の実施方法の検討、学びの成果を地域で役立てられるような仕組みづくり等の課題もある。
	〔今後の方向性〕 ・現行の周知啓発活動を継続するとともに、メディア戦略を立案し、それに沿った周知啓発活動を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下でも学びを継続できるよう、フィールドワーク等楽しみながら学べる講座を取り入れる。 ・学びの成果を地域で役立てられるよう、支援を行う。

取組方針における施策の方向

(1) 環境に関する周知・啓発活動等の実施

〔取組内容〕

①広報かめやま、ホームページ等に環境に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。

令和4年度進捗状況 B まずまず進んでいる	〔理由〕 ・広報かめやま、ホームページ、行政情報番組、出前講座や図書館における環境関連書籍の購入等、環境に関する周知啓発活動等を行っているが、その内容・対象者・周知啓発媒体の整理とそれに沿った効率的かつ効果的な周知啓発にまでは至っていない。
実施状況	広報かめやま、ホームページ、行政情報番組、出前講座等において、環境月間（省エネ）、生物多様性・特定外来生物・野焼きの禁止など、環境に関する周知啓発活動等を実施した。 図書館において環境関連書籍を積極的に購入のための選書を行った。また、環境月間、生物多様性、SDGsをテーマとした展示を行い情報発信に努めた。
問題点	周知啓発媒体については、広く一般に周知啓発するもの、対象者が限定されているもの等があるが、広く周知啓発するための方法等を検討する。
課題	周知啓発を行う内容・対象者・適切な周知啓発媒体やその組み合わせを総合的に整理し、効率的かつ効果的な周知啓発活動を行う必要がある。
今後の方向性	現行の周知啓発活動を継続するとともに、メディア戦略を立案し、それに沿った周知啓発活動を実施する。

(2) 環境教育の推進

〔取組内容〕

- ①小学校・幼稚園・保育園において、自然体験学習を通じた環境教育を実施します。
 ②事業者との連携により、中学校において環境出前講座を開催するとともに、事業者における環境への取組を見学・体験することを通じて環境学習を推進します。

令和4年度進捗状況	〔理由〕 ・小学校、幼稚園、保育園において、環境デー等を通じた環境教育を実施するとともに、中学校においても、事業者との連携による環境出前講座を実施したが、事業者の取組の見学・体験は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため。
B	まずまず進んでいる
実施状況	小学校、幼稚園、保育園において、環境デー等における体験学習等を通じた環境教育に取り組んでいる。また、中学校においても、事業者との連携による環境出前講座により、環境学習を行っている。
問題点	企業における環境への取組を見学できる機会を提供できていない。また、体験学習に取り組むうえで保護者の理解や協力が必要である。
課題	新型コロナウイルス感染症が5類に移行するなかで、事業者における環境への取組を見学、体験する機会を設けられるのか。環境教育の必要性について、保護者の理解、協力が得られる説明が必要である。
今後の方向性	事業者における環境への取組を見学、体験する機会を設けられるように事業者と協議、検討を行う。また、環境学習に関する保護者の理解、協力が得られるよう啓発していく。

(3) 環境に関する生涯学習の機会の提供

〔取組内容〕

- ①幅広い世代を対象として、環境をテーマとした講座・カリキュラムを開催し、環境に関する学習機会を提供します。
 ②一般的な内容に留まらない専門的な学習機会を提供するとともに、学びの成果を地域で役立てる仕組みを構築し、学びをとおした地域づくりを促進します。

令和4年度進捗状況	〔理由〕 ・中央公民館における環境をテーマとした講座の実施、かめやまキャンパスにおける森と水の守り人養成講座の実施等を通して、環境に関する生涯学習の機会を提供しているため。
A	順調に進んでいる
実施状況	中央公民館における環境をテーマとした教養講座として、「SDGsとは何ぞ？～分かりやすい！ゲームから学ぶSDGs」の開催や、各コミュニティセンターを拠点とした、身近なSDGs、野菜、切り花づくりやフィールドワークを中心に、講師である地域で活動している団体の活動を体験できる講座内容とし、森と水の守り人養成講座を6回実施した。
問題点	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、対面型の受講に戻していかなく、講座内容の充実や工夫が必要である。学びの成果を地域で役立てる仕組みが確保されていない。
課題	講座等の実施方法を検討する必要がある。 学びの成果を地域で役立てられるよう、受講者自身の活動を周知するなどの支援を継続する必要がある。
今後の方向性	新型コロナウイルス感染症の影響下でも学びを継続できるよう、フィールドワーク等の楽しみながら学べる講座を企画する。 学びの成果を地域で役立てられるよう、地域での活動について情報共有できる場を設け、市広報等の媒体を通じて情報を発信する。

参画・協働＜取組方針2＞

「みんなで進める」(みんなで協働して取り組む。)

令和4年度進捗状況 B まずは進んでいる	〔理由〕 三重大学からの審議会への参画を得るとともに、環境審議会に第2次環境基本計画の進捗について報告及び協議を行った。また、環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の各部会を開催し、計画の推進方策の協議を行った。
〔今後の方向性〕 審議会からの課題や意見を課内で整理を行い、取り組めることについては取り入れる。実りある結果を期待できるような開催手法や内容により部会を実施するとともに、各環境分野の一体的な向上に向けた環境未来創造会議の運営を行う。	

取組方針における施策の方向

(1) 多様な主体の参画と協働

〔取組内容〕

- ①市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会において、環境に関する審議・検討を行い、環境に関する取組を推進します。
- ②三重大学と亀山市の相互友好協力協定に基づき、政策立案等の際、必要に応じて三重大学と連携協力するとともに、引き続き産学民官の連携による環境教育の推進を図ります。
- ③廃棄物減量等推進委員（ごみダイエツトサポーター）、地球温暖化防止対策推進員や、関係する市民活動団体、市民や事業者等が参画する、「環境」に関する部会及び検討会議を設置し、本市の環境に関する問題や課題の現状等を的確に把握し、効果的な施策の推進に繋げます。

令和4年度進捗状況 B まずは進んでいる	〔理由〕 三重大学からの審議会への参画を得るとともに、環境審議会に第2次環境基本計画の進捗について報告及び協議を行った。また、環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の各部会を開催し、計画の推進方策の協議を行った。
実施状況	環境審議会に第2次環境基本計画の進捗に関する令和3年度の実績を報告を行った。環境未来創造会議及び「共生」「快適」「循環」「低炭素」の各部会を開催し、効果的な施策の推進につなげるための協議を行った。
問題点	審議会委員からの課題や意見を施策に反映できていない。また、環境未来創造会議の各部会での協議が形式的になる恐れがある。
課題	審議会委員からの課題や意見をどのように反映していくのか検討する必要がある。環境未来創造会議の各部会での協議が形式的にならないように留意する必要がある。
今後の方向性	審議会からの課題や意見を課内で整理を行い、取り組めることについては取り入れる。実りある結果を期待できるような開催手法や内容により部会を実施するとともに、各環境分野の一体的な向上に向けた環境未来創造会議の運営を行う。